

国におけるヤングケアラー支援について

令和3年11月25日

厚生労働省老健局

笹子宗一郎

(認知症施策・地域介護推進課長)

ヤングケアラーとは

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをいう。

(ヤングケアラーのイメージ (例))



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」のポイント

実施機関(令和元年度):三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

○ヤングケアラーの概念の認知を広げるための研修の在り方や、要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーに早期に適切に対応していくためのツールやガイドラインについて研究を実施。

○ガイドラインの構成

1. なぜ、ヤングケアラーの支援が必要か

→ 本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある。不安や不満を抱いていても言い出せない子どももいる。

2. 本ガイドラインにおけるヤングケアラーへのアセスメントの位置付け

→ より多くの視点からヤングケアラーの把握が進むよう、アセスメントツールの活用、展開がされていくことが望まれる。

3. ヤングケアラーを把握するためのアセスメント

→ 「子どもと関わりのある第三者でも気付ける可能性のある子どもの様子・状況」をアセスメント項目として整理。

4. ヤングケアラーへの支援における留意点

→ 支援の必要性について、子ども自身が理解・納得できる説明等の向き合い方が重要。

5. ヤングケアラーの早期発見・対応に向けた取組と今後の課題

→ ヤングケアラーの概念自体の認知度がまだまだ低い、ヤングケアラーに対する正しい理解の啓発

※アセスメント項目の例

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか
 - 必要な病院に通院・受診できていない、服薬できていない
 - 保健室で過ごしていることが多い
 - 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける 等
2. 家族状況はどうか
 - 高齢 □ 幼いきょうだいが多く □ 障がいがある □ 親が多忙 等
3. ヤングケアラーである子どもの状況はどうか
 - ・ 子どもがサポートしている相手
 - ・ 子ども自身がサポートに費やしている時間 等
4. 子ども本人の認識や意向
 - ・ 子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識してるか
 - ・ 家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか 等

○アセスメント項目の構成

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか



子ども自身の権利の侵害がみられる

2. 家族の状況はどうか



「ヤングケアラー」である

3. ヤングケアラーである
子どもの状況はどうか



4. 子ども本人の
認識や意向はどうか

令和2年度実態調査

ヤングケアラーの実態に関する調査研究について

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査の目的

「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かす。

調査の対象、方法等

1 学校

令和2年12月21日から、以下の学校に対してアンケート調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

- ① 中学校（回収数754、回収率75.4%）
 - ・ 全国の公立中学校から層化無作為抽出した1,000校（全体の約1割）
- ② 全日制高校（回収数249、回収率71.1%）
 - ・ 全国の公立全日制高校から層化無作為抽出した350校（全体の約1割）
- ③ 定時制高校（回収数27、回収率57.4%）
 - ・ 各都道府県より公立定時制高校1校抽出した47校
- ④ 通信制高校（回収数35、回収率74.5%）
 - ・ 各都道府県より公立通信制高校1校抽出した47校

2 中高生

令和2年12月21日から、以下の中高生に対して Web調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

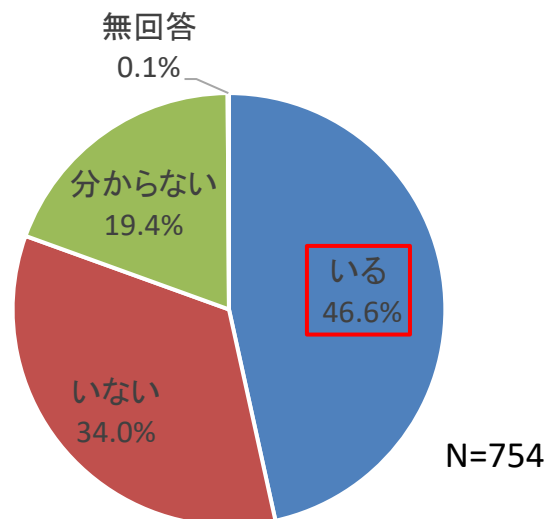
- ① 中学2年生（回収数5,558人）
 - ・ 1①の中学校に在籍する中学2年生
- ② 全日制高校2年生（回収数7,407人）
 - ・ 1②の全日制高校に在籍する高校2年生
- ③ 定時制高校2年生相当（回収数366人）
 - ・ 1③の定時制高校に在籍する高校2年生相当
- ④ 通信制高校生（回収数446人）
 - ・ 1④の公立通信制高校に在籍する生徒

注：定時制高校、通信制高校の調査結果はサンプル数が少ないため、参考値として掲載している

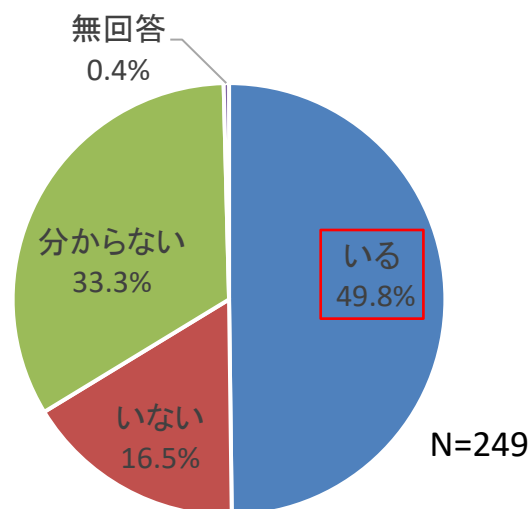
学校調査結果①

- 学校に対し、ヤングケアラーの定義（1ページ参照）に該当すると思われる子どもの有無について質問。
- いずれの学校種でも「いる」が最も高く、定時制高校で70.4%、通信制高校で60.0%であった。

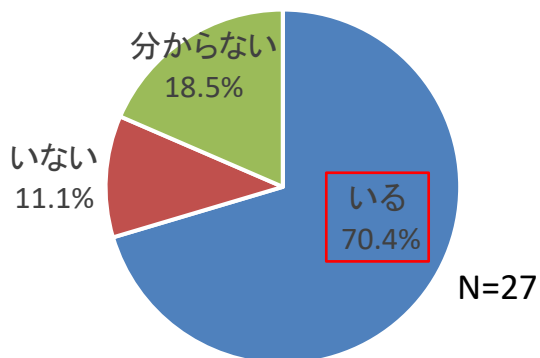
【中学校】



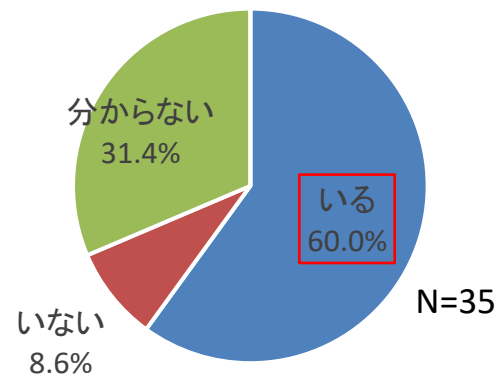
【全日制高校】



【定時制高校】

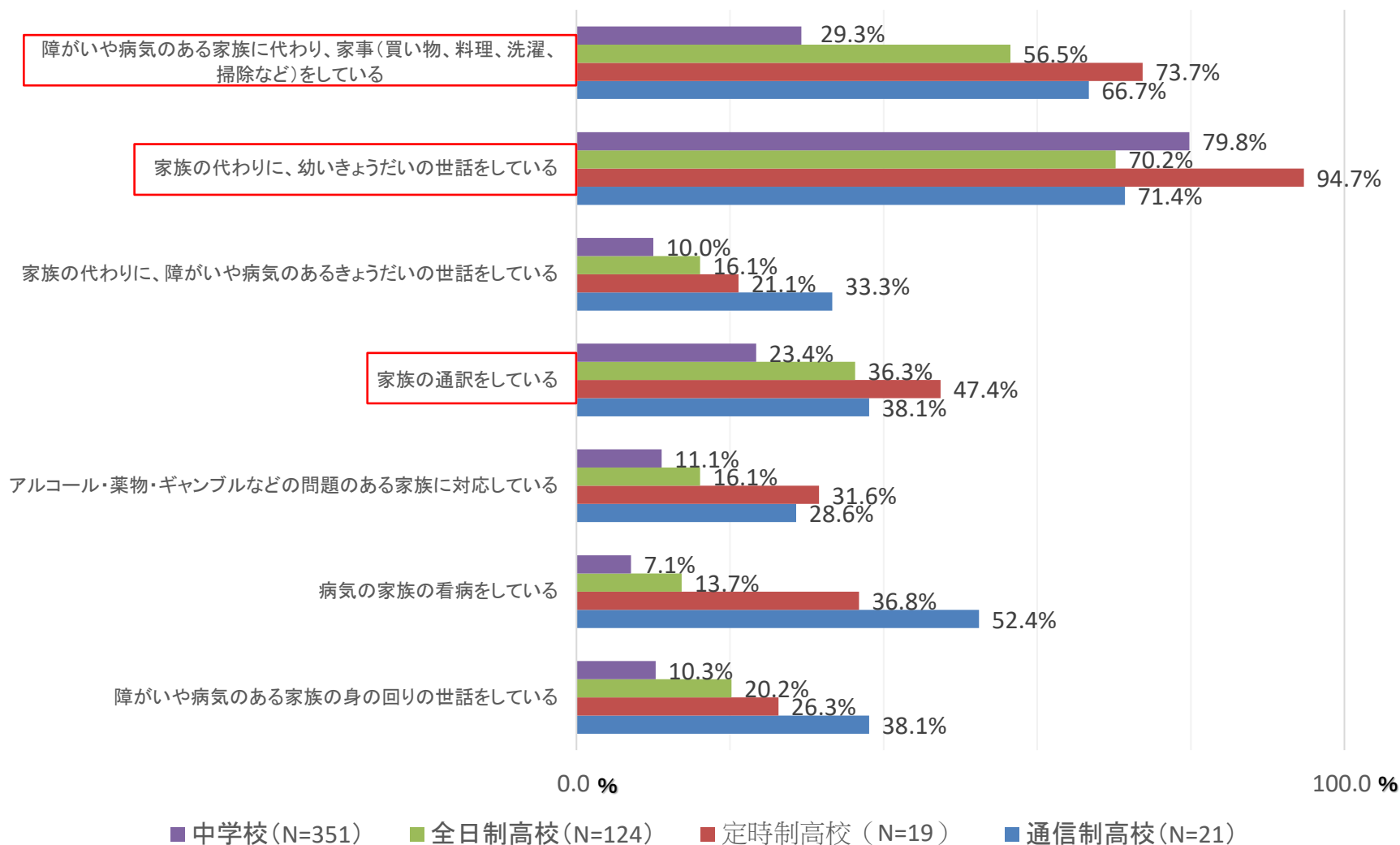


【通信制高校】



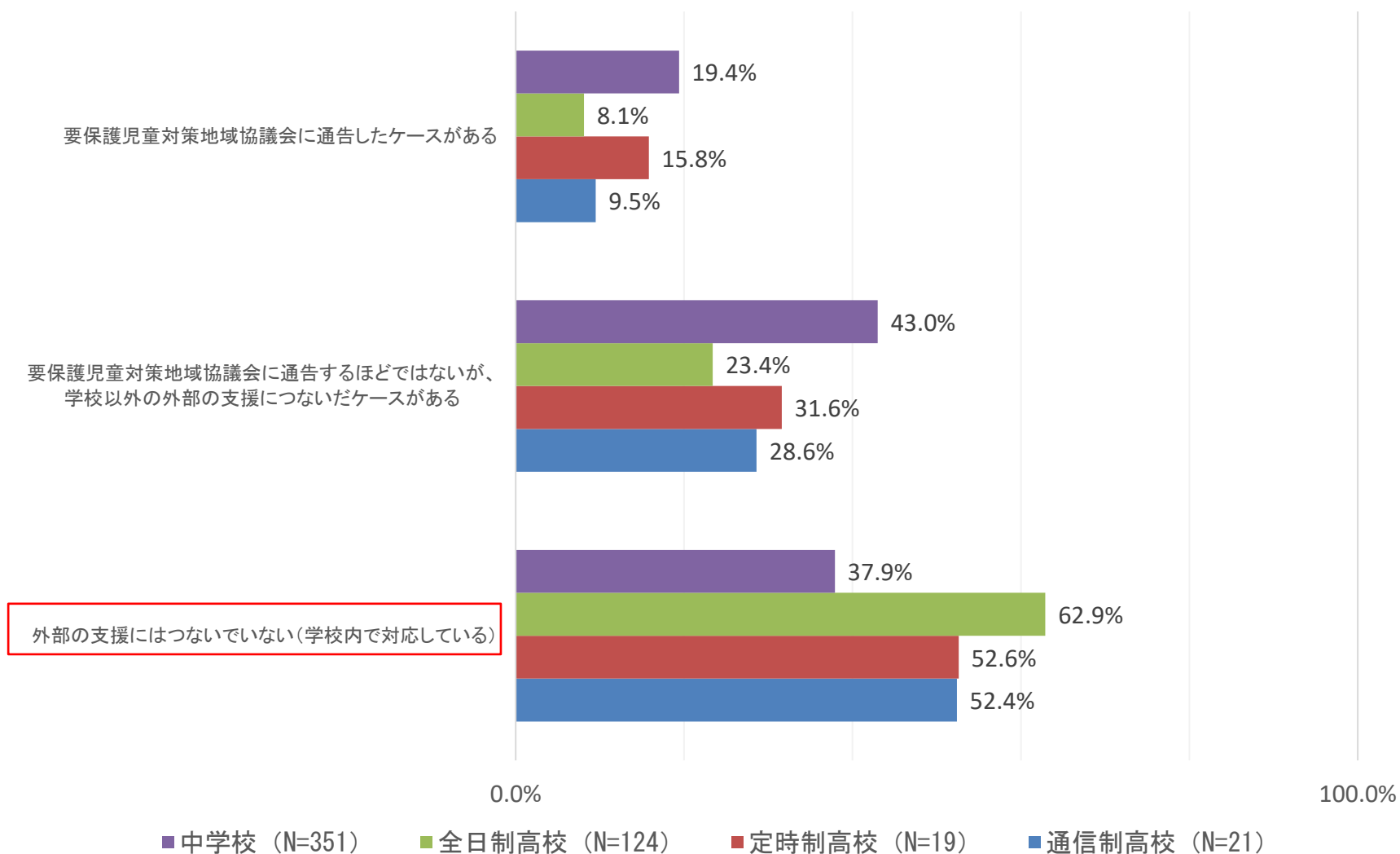
学校調査結果②

- ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校に、子どもの状況について質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も高い。次いで「障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」が多い。
- 全日制高校では「家族の通訳をしている」が3～4割程度みられた。



学校調査結果③

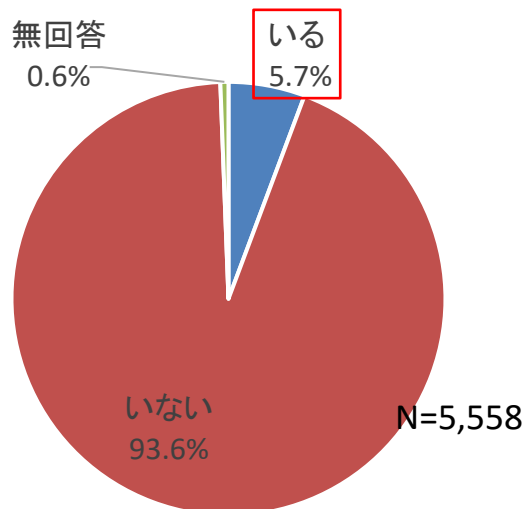
- ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と回答した学校に、当該子どもを学校以外の外部の支援につないだケースがあるか質問（複数回答）。
- 全日制高校では、「外部の支援にはつないでいない（学校内で対応している）」が6割程度。



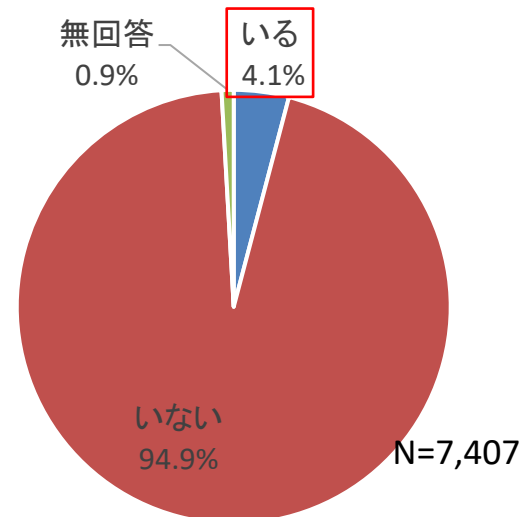
中高生調査結果①

- 中高生に対し、世話をしている家族の有無について質問。
- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生相当で8.5%、通信制高校生で11.0%。

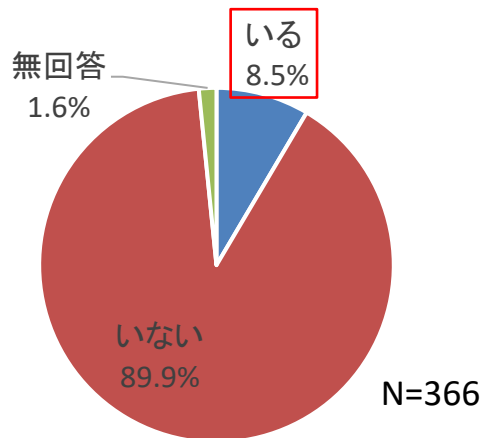
【中学2年生】



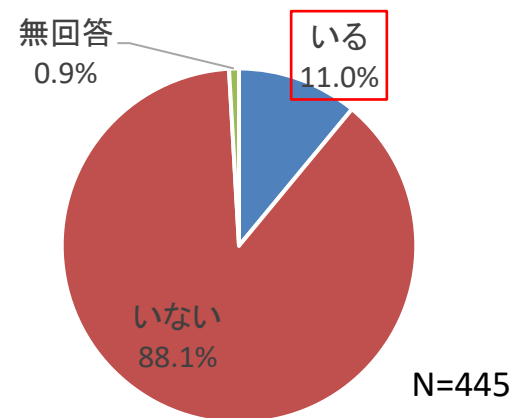
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



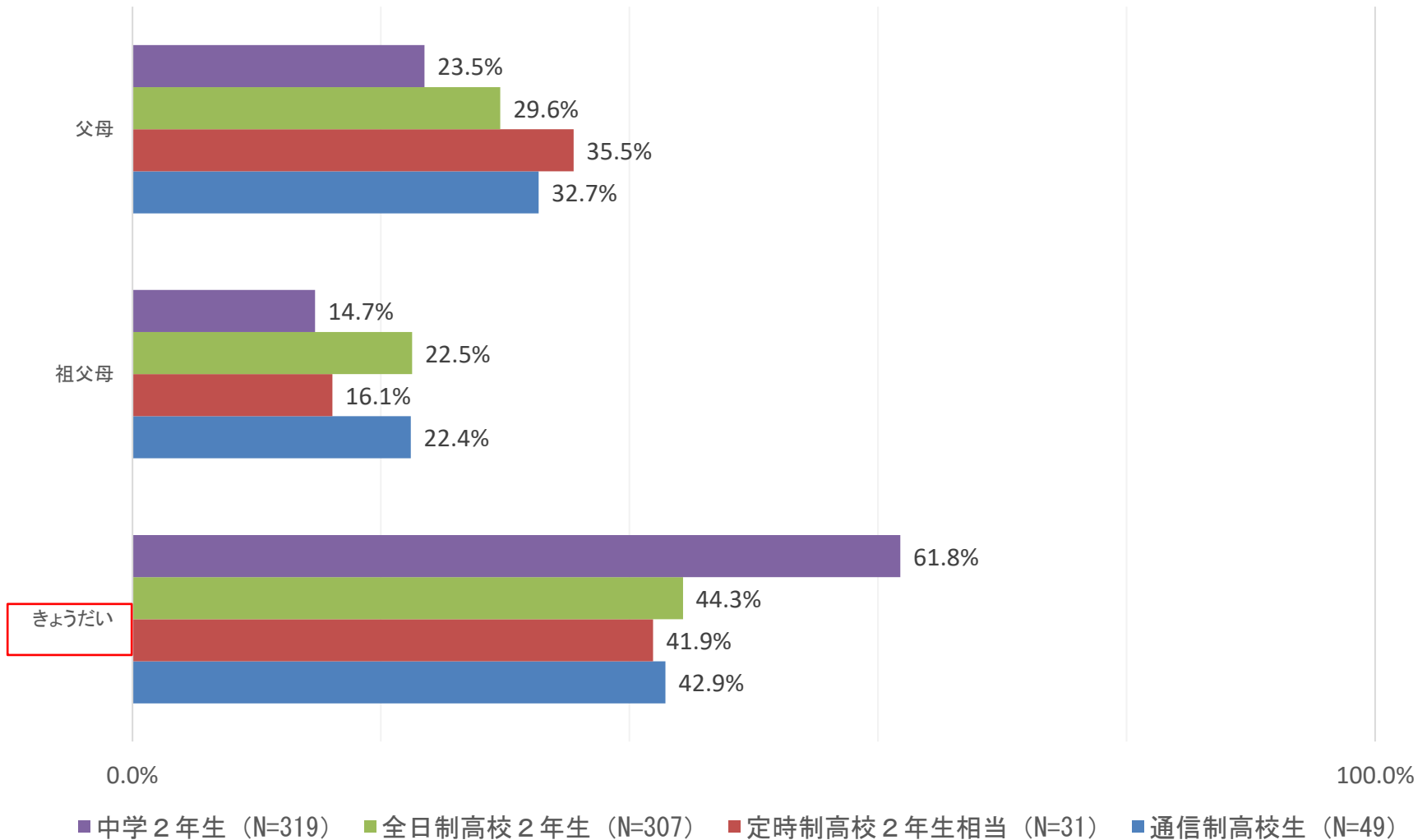
【通信制高校生】



※ 通信制高校生は、年齢を回答した「18歳以下」と「19歳以上」の合計（年齢の設問に無回答であった1名は対象外）。19歳以上は「いた（現在はお世話をしていない）」、「現在まで継続してお世話をしている」が「いる」に含まれる。

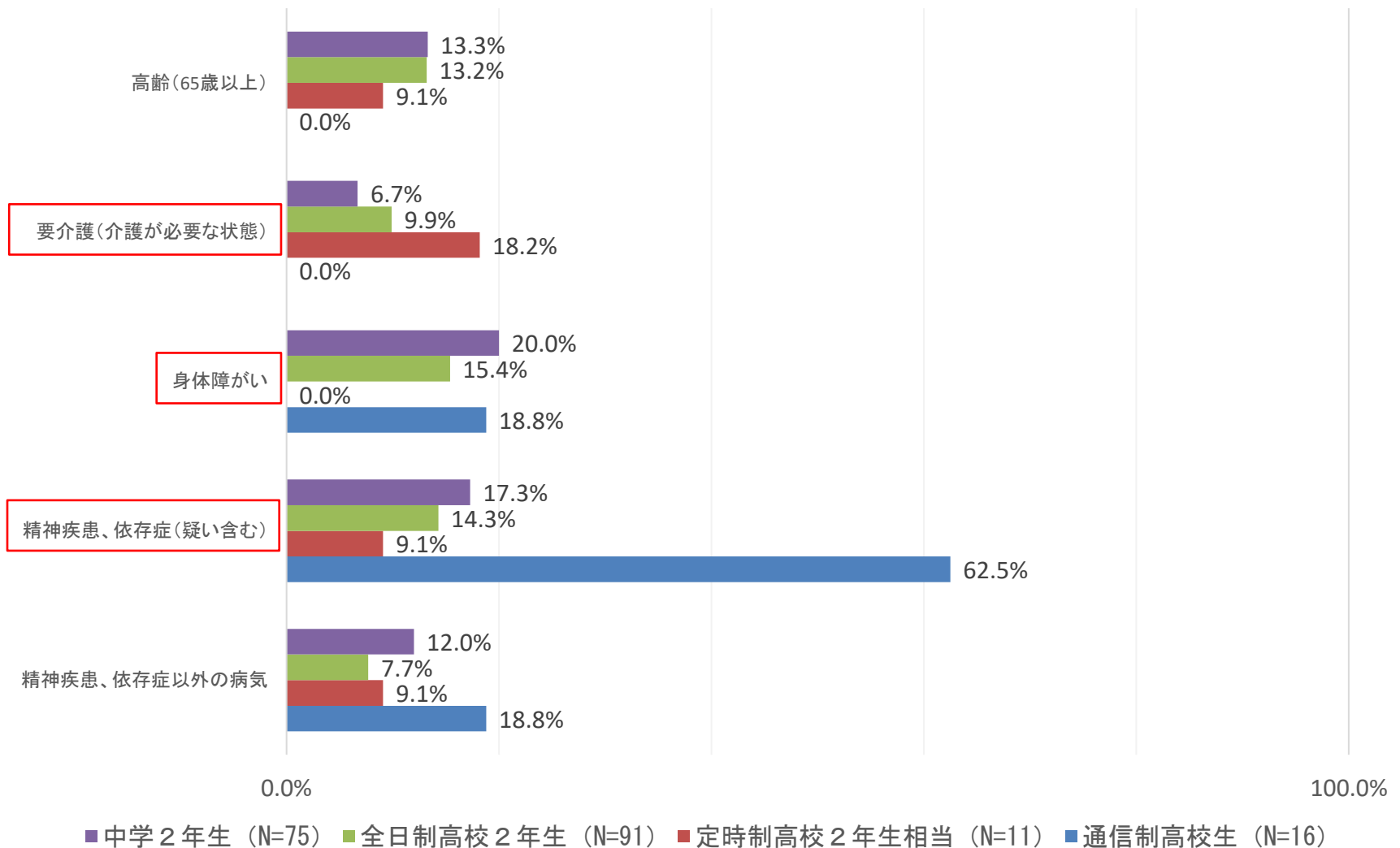
中高生調査結果②

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話を必要としている家族について質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「きょうだい」が最も高い。特に、中学2年生は「きょうだい」の割合が他に比べ多い。



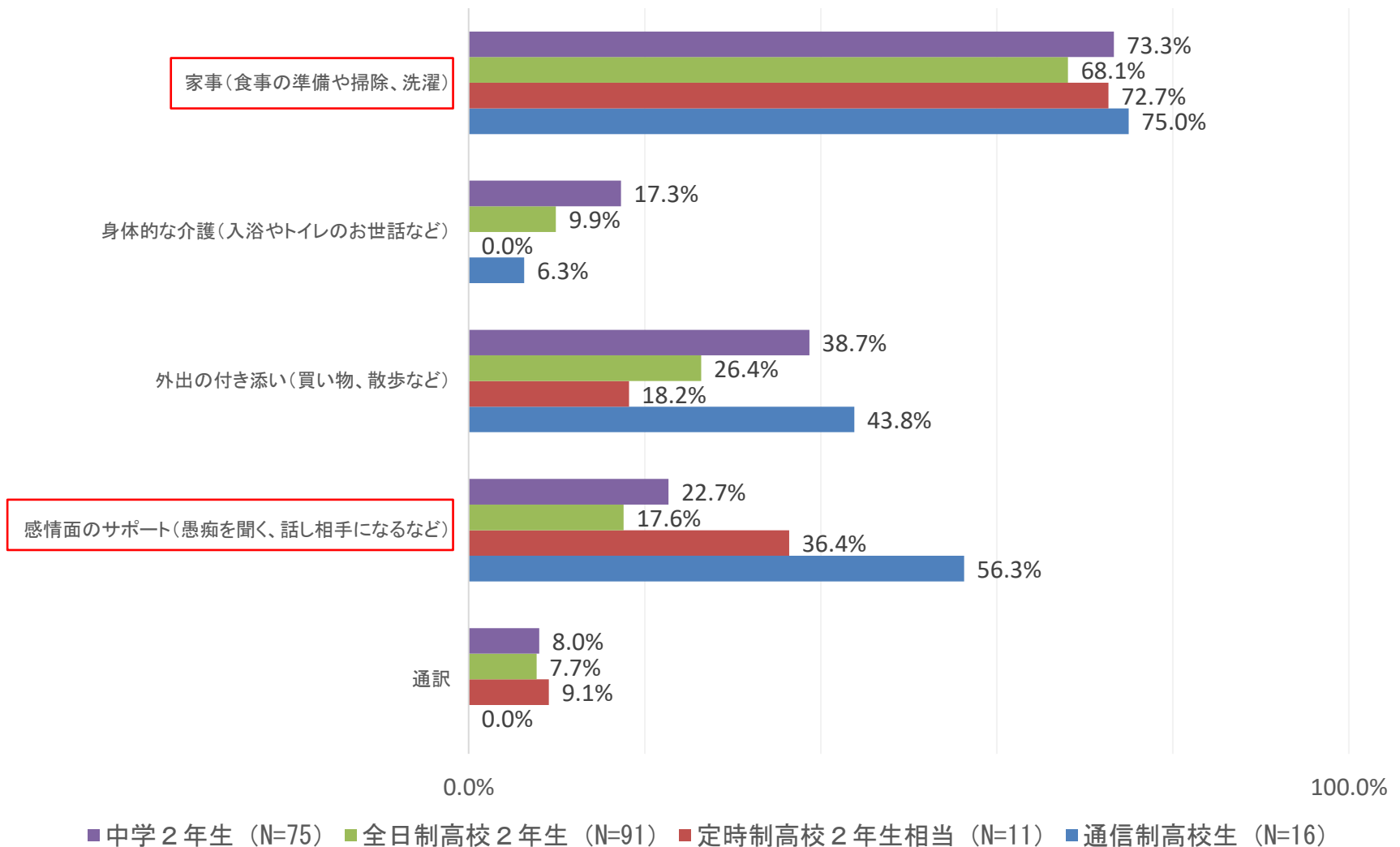
中高生調査結果③

- 世話を必要としている家族として「父母」と回答した中高生に、父母の状況を質問（複数回答）。
- 中学2年生、全日制高校2年生は「身体障がい」が最も高い。



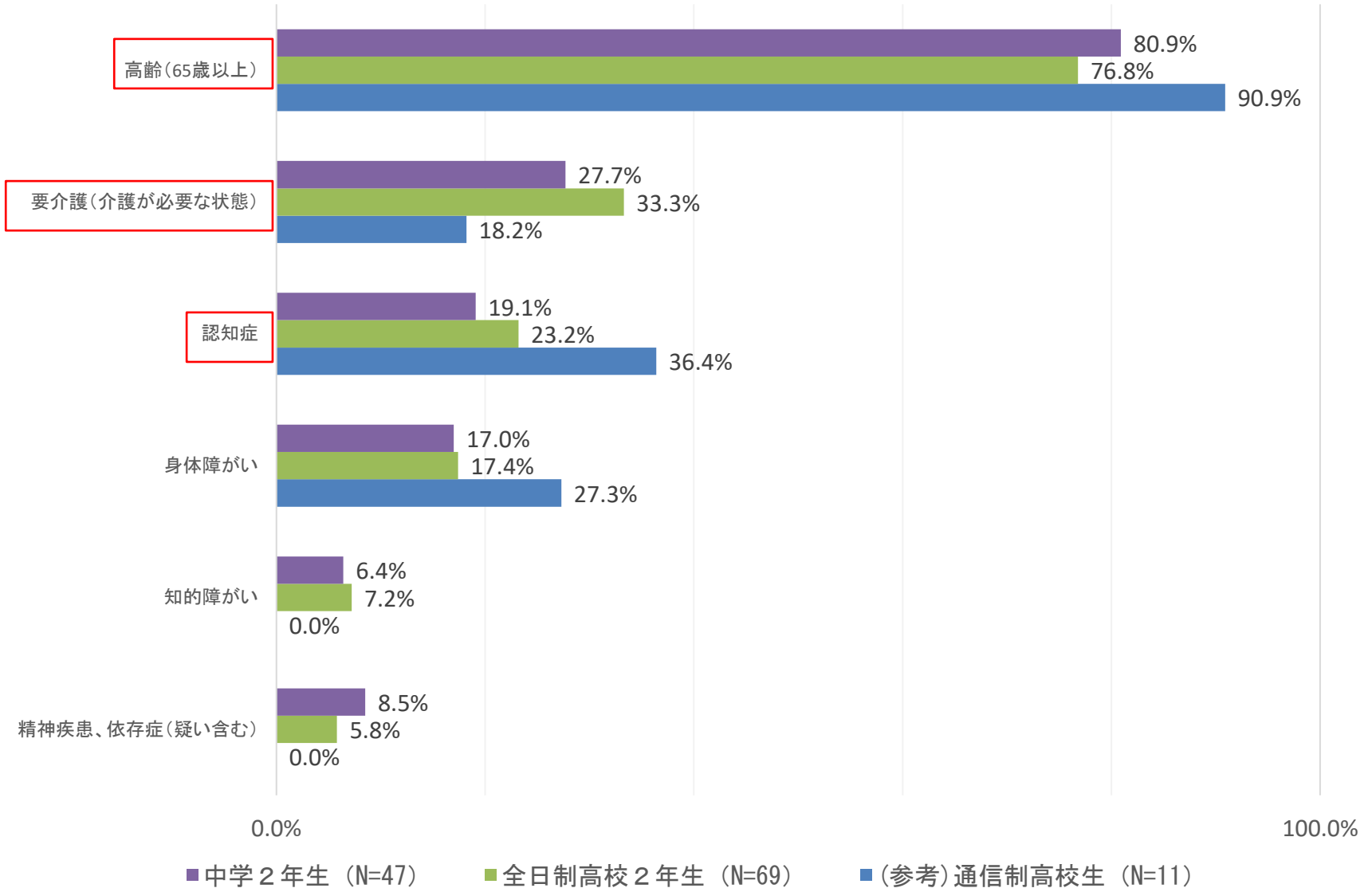
中高生調査結果④

- 世話を必要としている家族として「父母」と回答した中高生に、世話の内容について質問（複数回答）。
- いずれの学校種においても、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が最も高い。



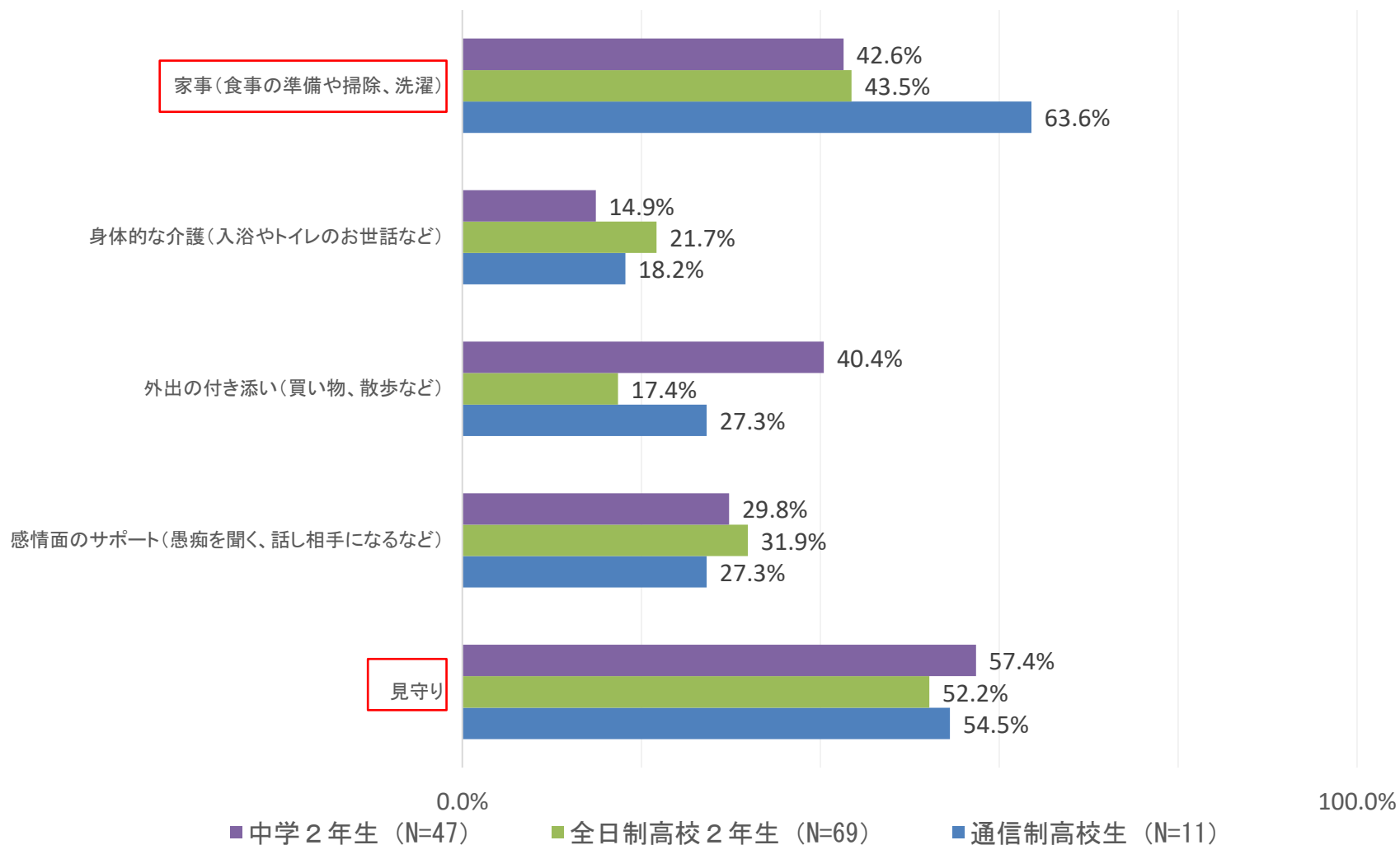
中高生調査結果⑤

- 世話を必要としている家族として「祖父母」と回答した中高生に、祖父母の状況を質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「高齢（65歳以上）」が最も高く、「要介護（介護が必要な状態）」、「認知症」も多い。



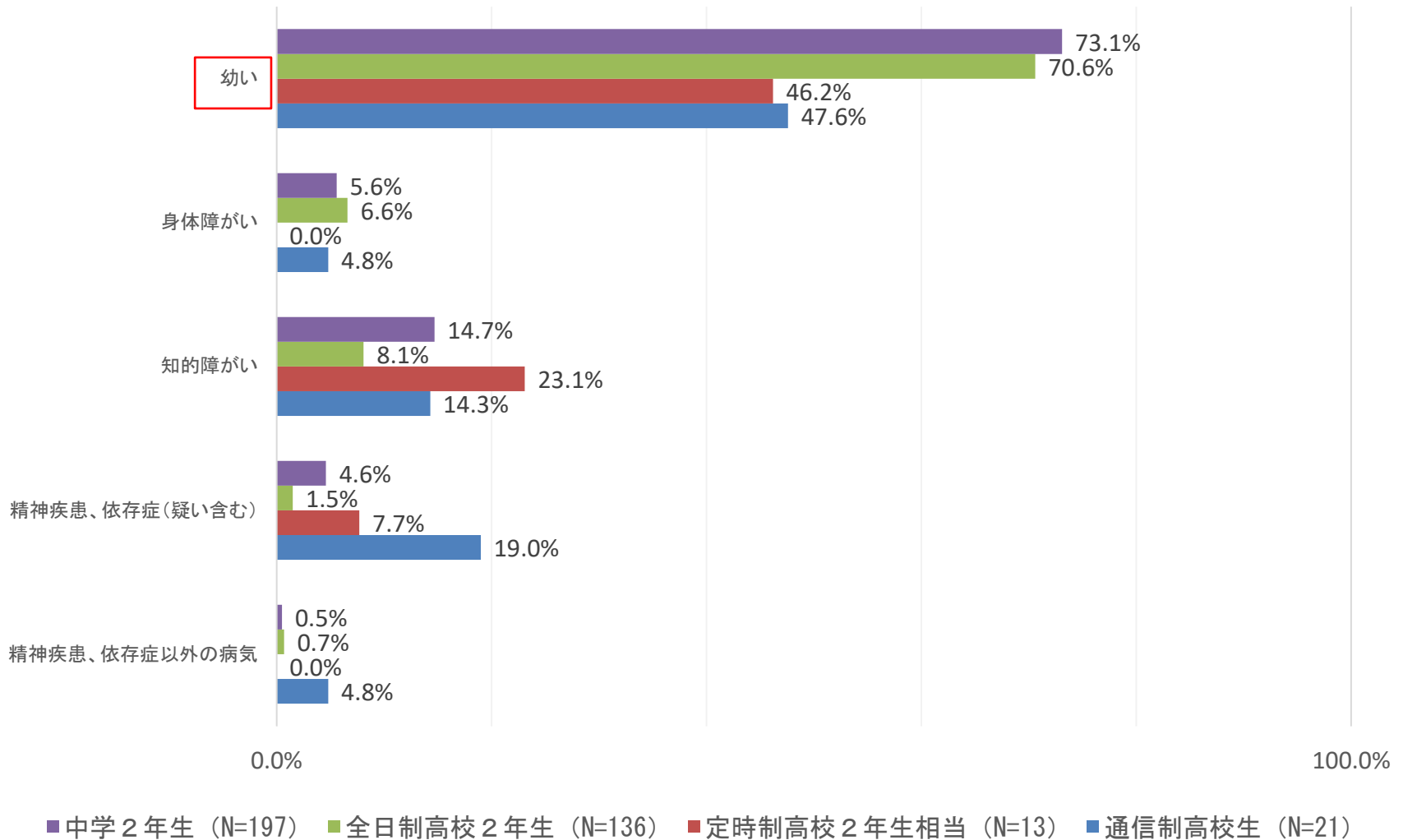
中高生調査結果⑥

- 世話を必要としている家族として「祖父母」と回答した中高生に、世話の内容を質問（複数回答）。
- 中学2年生、全日制高校2年生は「見守り」が最も高い。



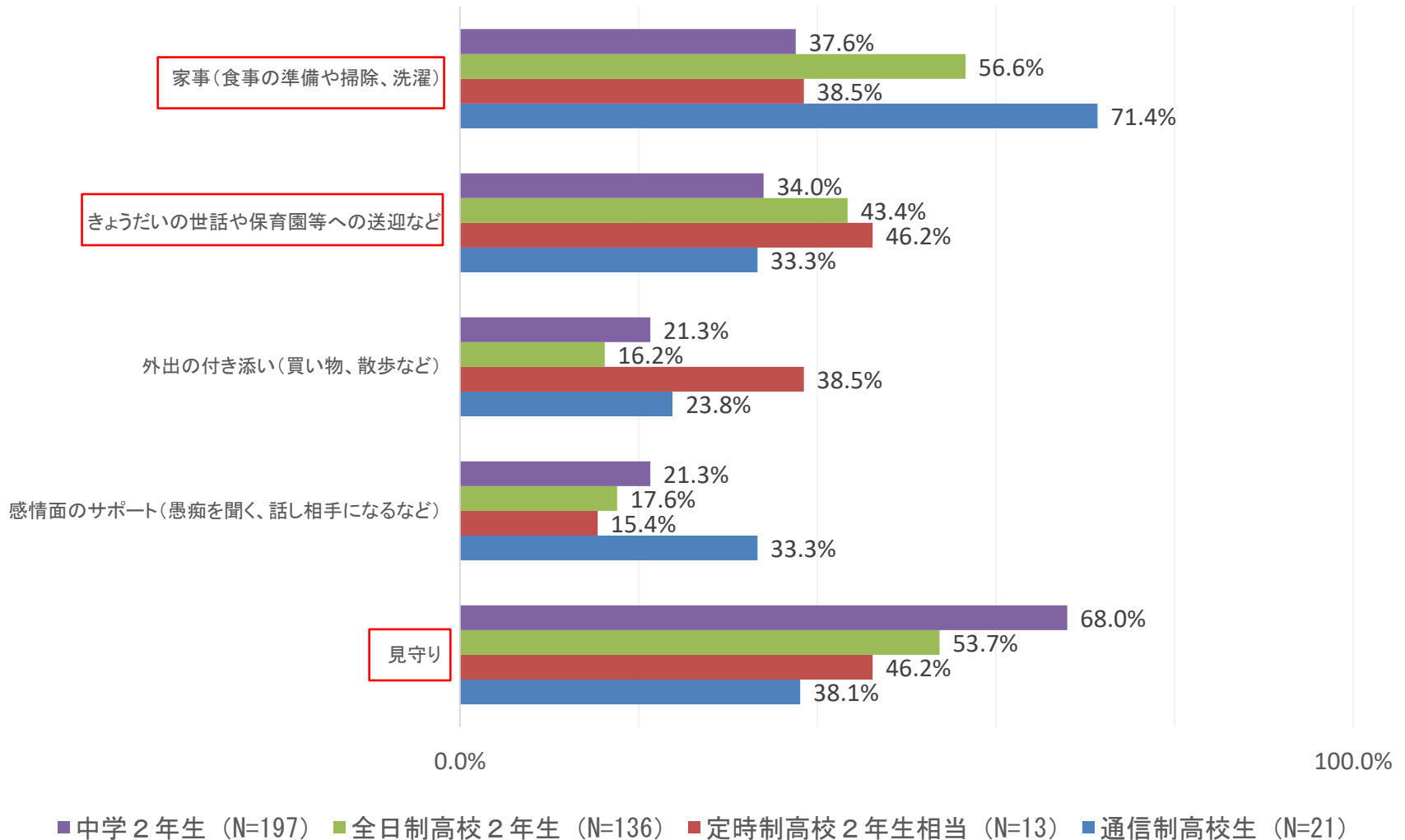
中高生調査結果⑦

- 世話を必要としている家族として「きょうだい」と回答した中高生に、きょうだいの状況を質問（複数回答）。
- いずれの学校種でも「若い」が最も高い。次いで「知的障がい」の割合は1～2割程度。



中高生調査結果⑧

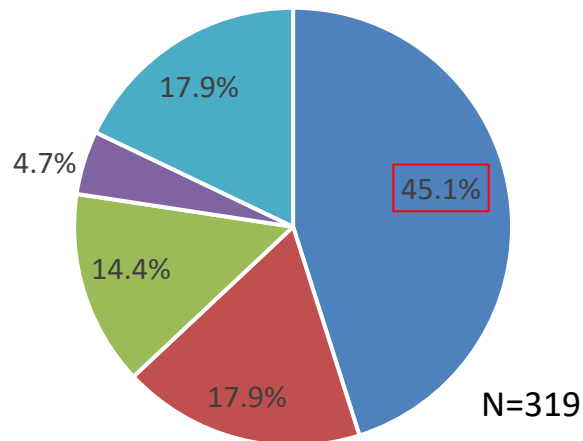
- 世話を必要としている家族として「きょうだい」と回答した中高生に、世話の内容について質問（複数回答）。
- 中学2年生、定時制高校2年生相当は「見守り」が最も高い。



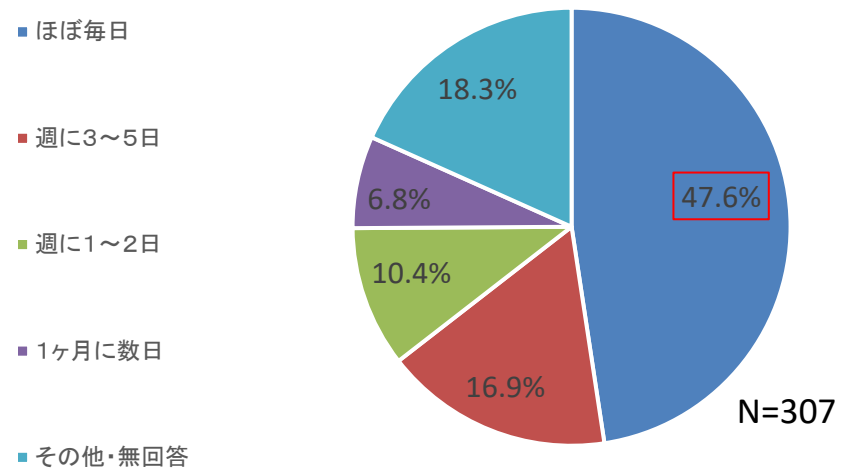
中高生調査結果⑨

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、その頻度について質問。
- いずれの学校種でも「ほぼ毎日」が最も高い。

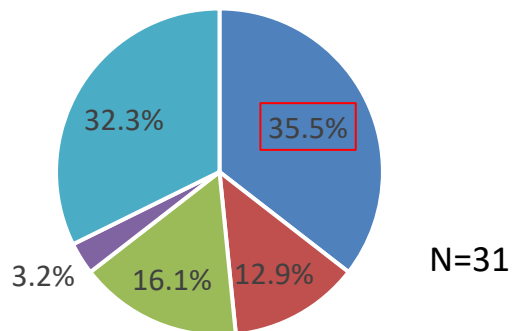
【中学2年生】



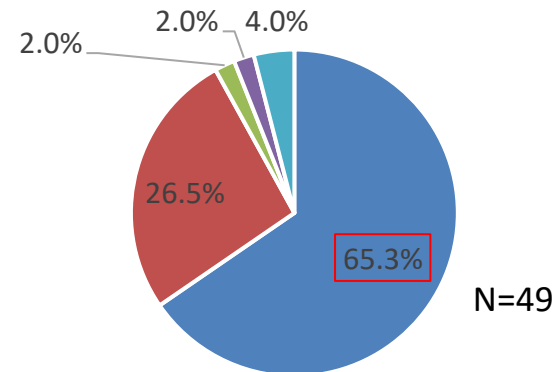
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



【通信制高校生】



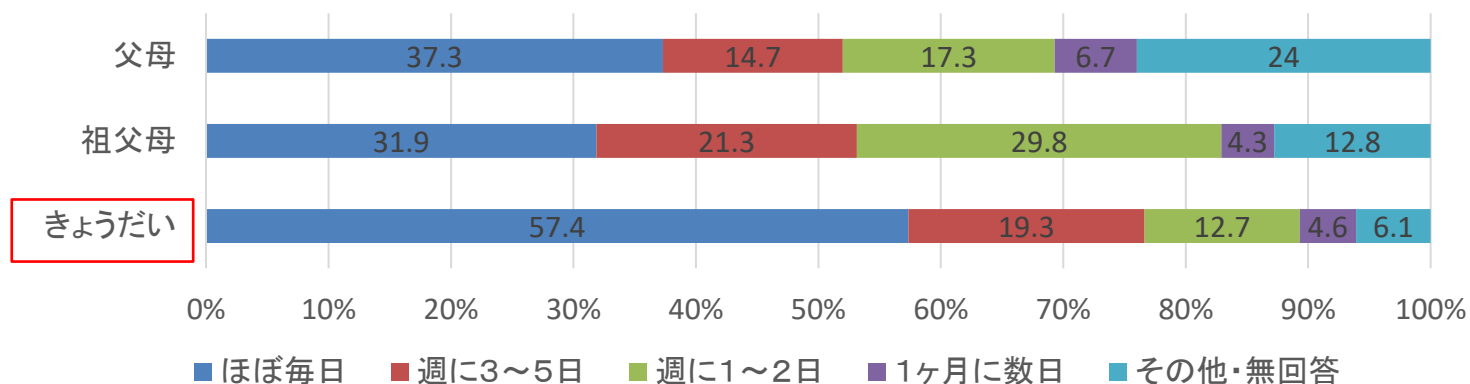
中高生調査結果⑩

○ 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生（※）に、世話をしている家族ごとに頻度を質問。

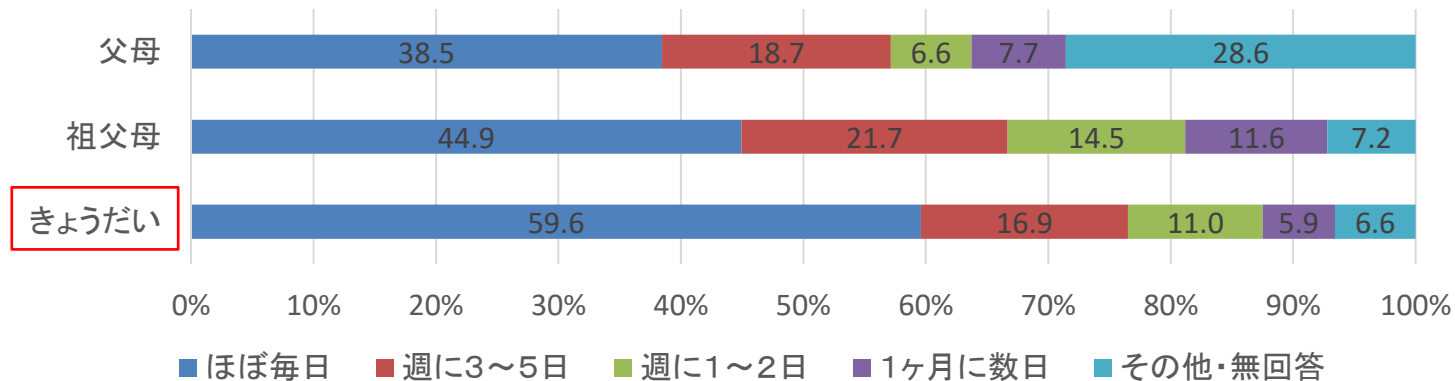
○ 「きょうだい」については「ほぼ毎日」世話をしている割合が高い（約6割）。

※ 定時制高校2年生相当及び通信制高校生は対象者数が少ないため、掲載していない。

【中学2年生】 N=319



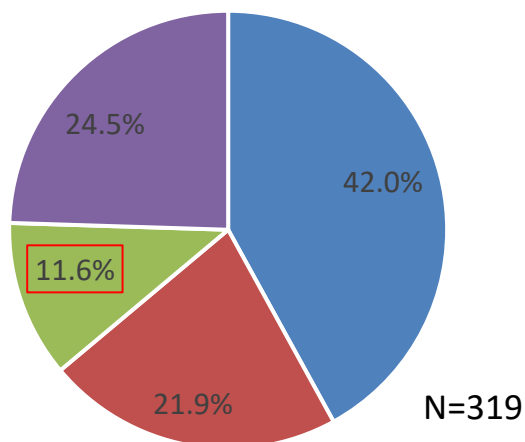
【全日制高校2年生】 N=307



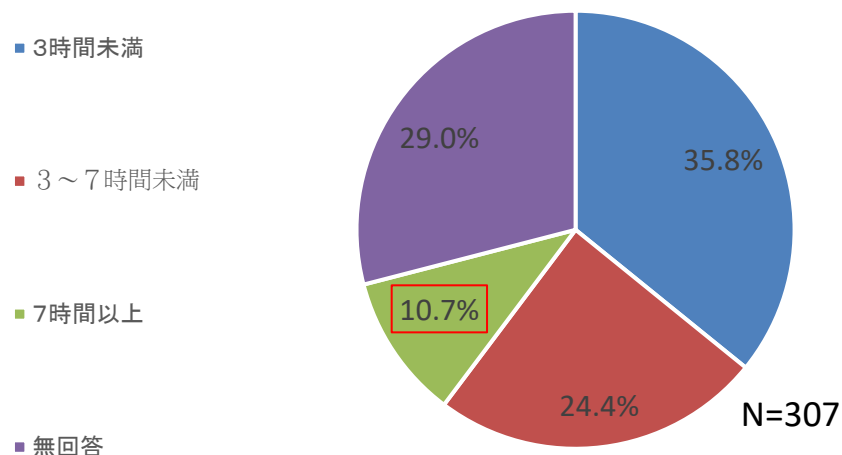
中高生調査結果⑪

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、平日1日あたりに世話に費やす時間について質問。
- いずれの学校種でも7時間以上世話に費やしているのが約1～2割。
- 学校種別平均は、中学2年生は4.0時間、全日制高校2年生は3.8時間。

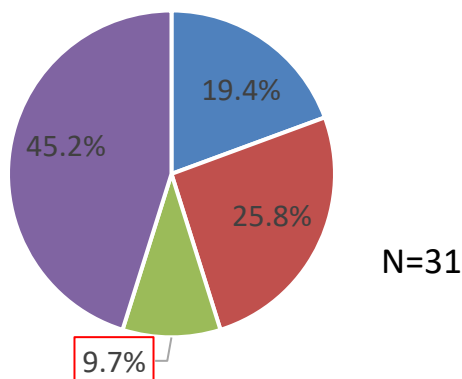
【中学2年生】



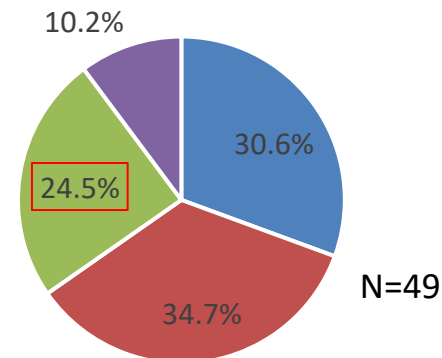
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



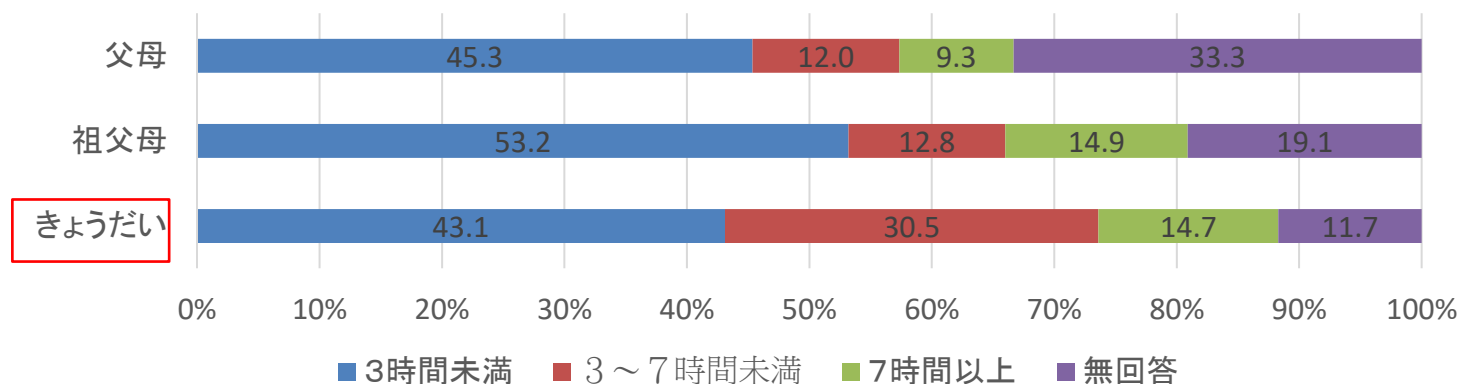
【通信制高校生】



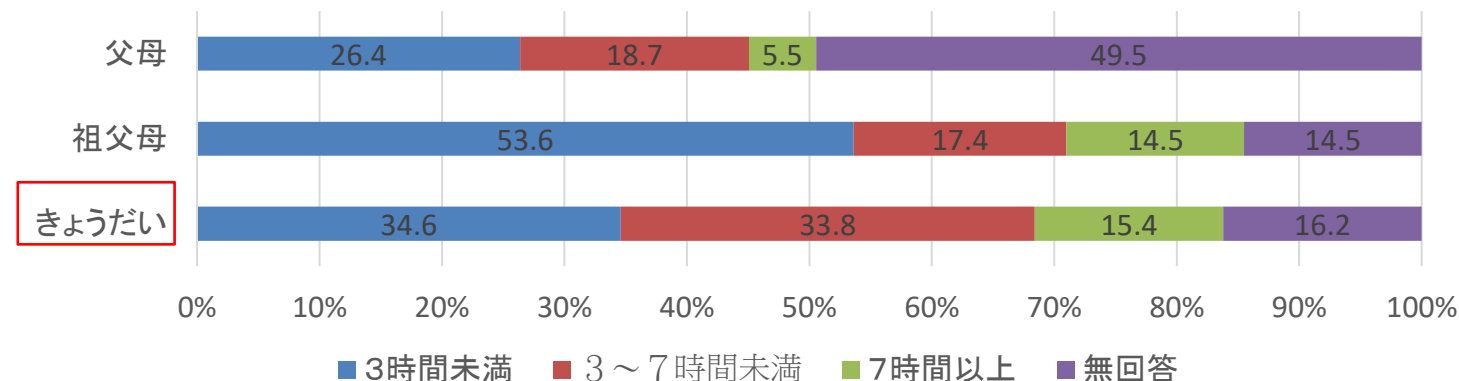
中高生調査結果⑫

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生（※）に、世話をしている家族ごとに平日1日あたりに世話に費やす時間について質問。
- 「きょうだい」については「3～7時間未満」、「7時間以上」の割合が他と比べ高い。
- ※ 定時制高校2年生相当及び通信制高校生は対象者数が少ないため、掲載していない。

【中学2年生】 N=319

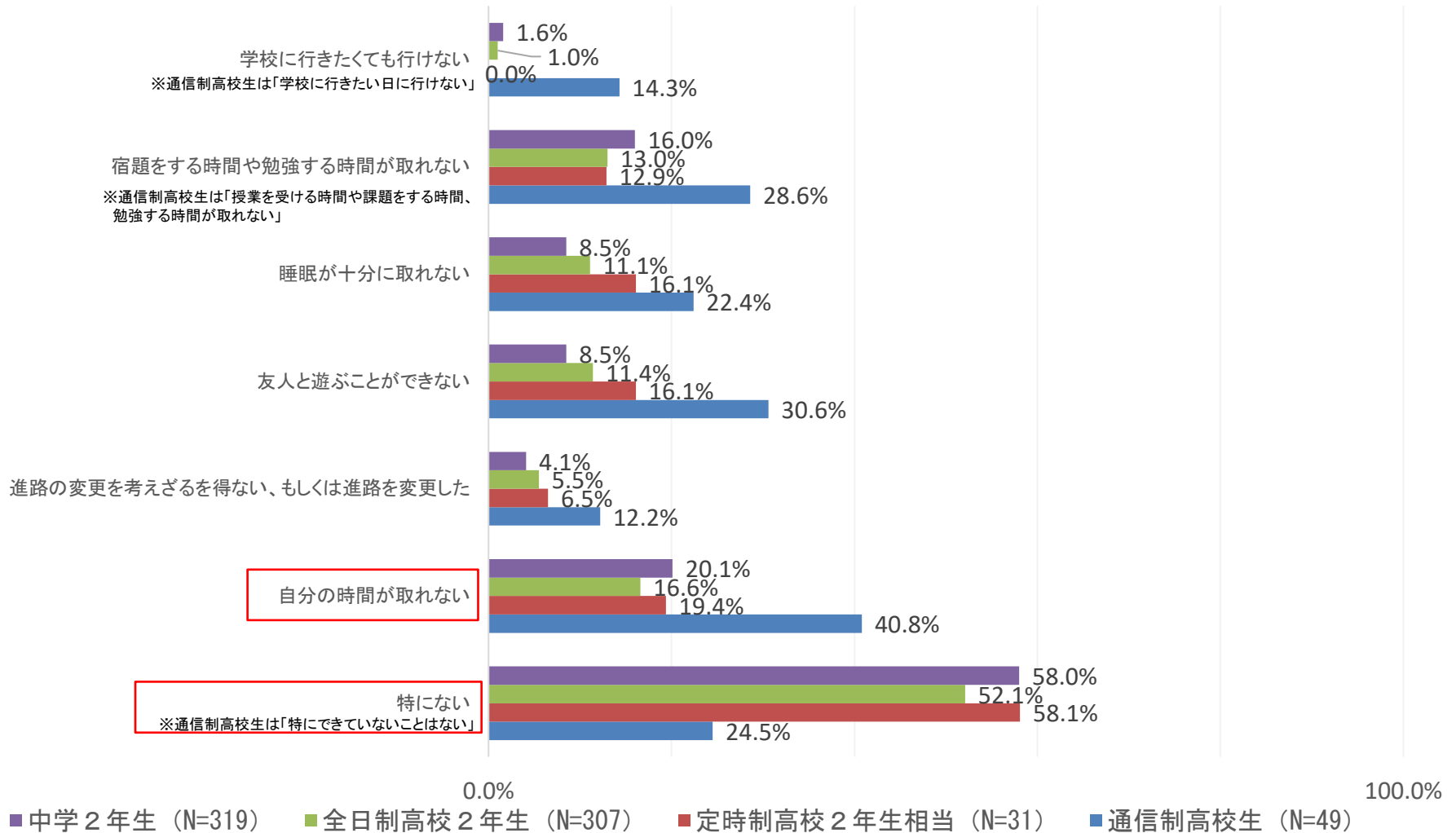


【全日制高校2年生】 N=307



中高生調査結果⑬

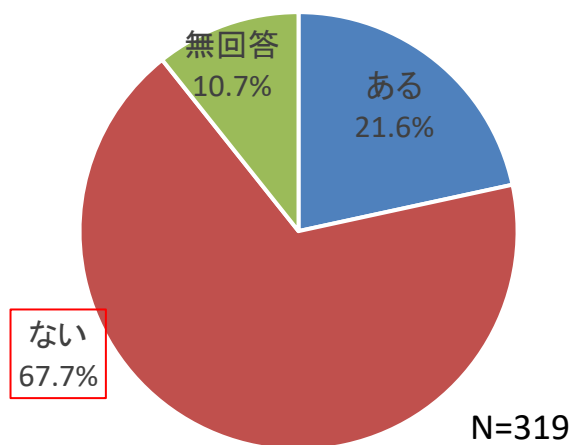
- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話をしているために、やりたいけれどできていないことについて質問。
- 中学2年生、全日制高校2年生では「特にない」が最も高くなっているが、その他では、「自分の時間が取れない」が最も高くなっている。



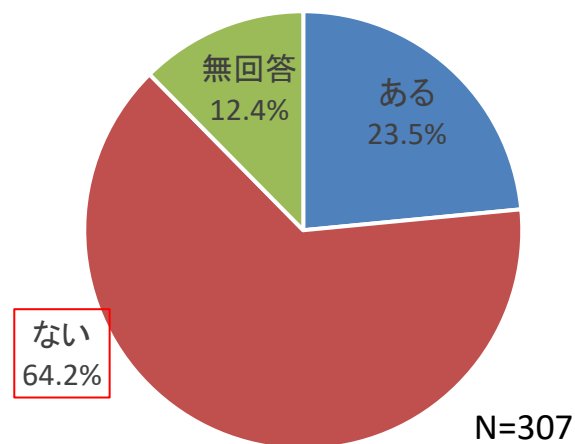
中高生調査結果⑭

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、世話について相談した経験の有無について質問。
- いずれの学校種でも、相談した経験が「ある」が2～3割、「ない」が5～6割。

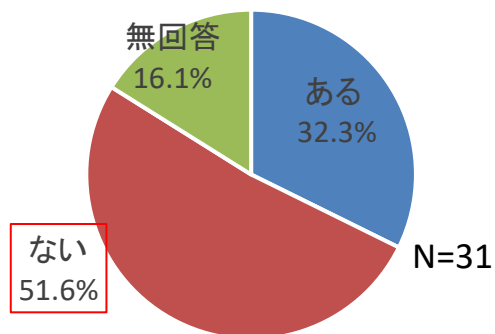
【中学2年生】



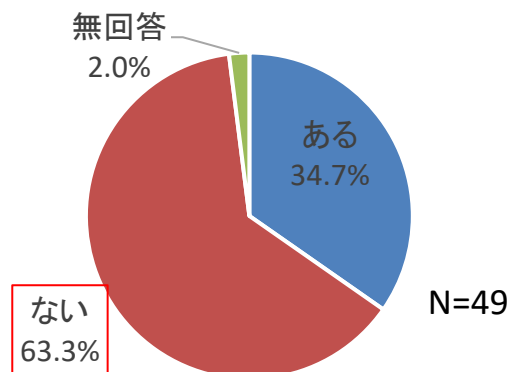
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】

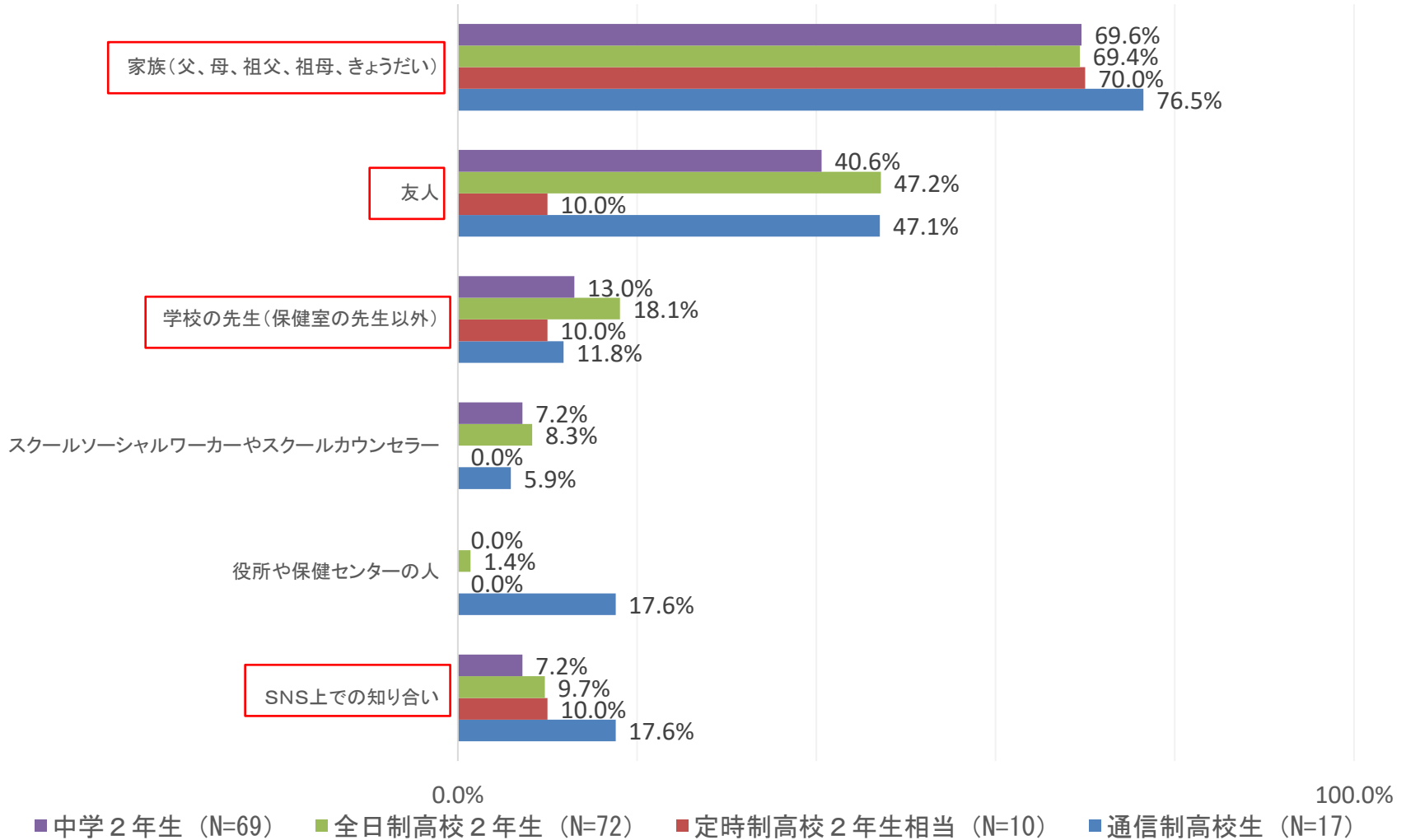


【通信制高校生】



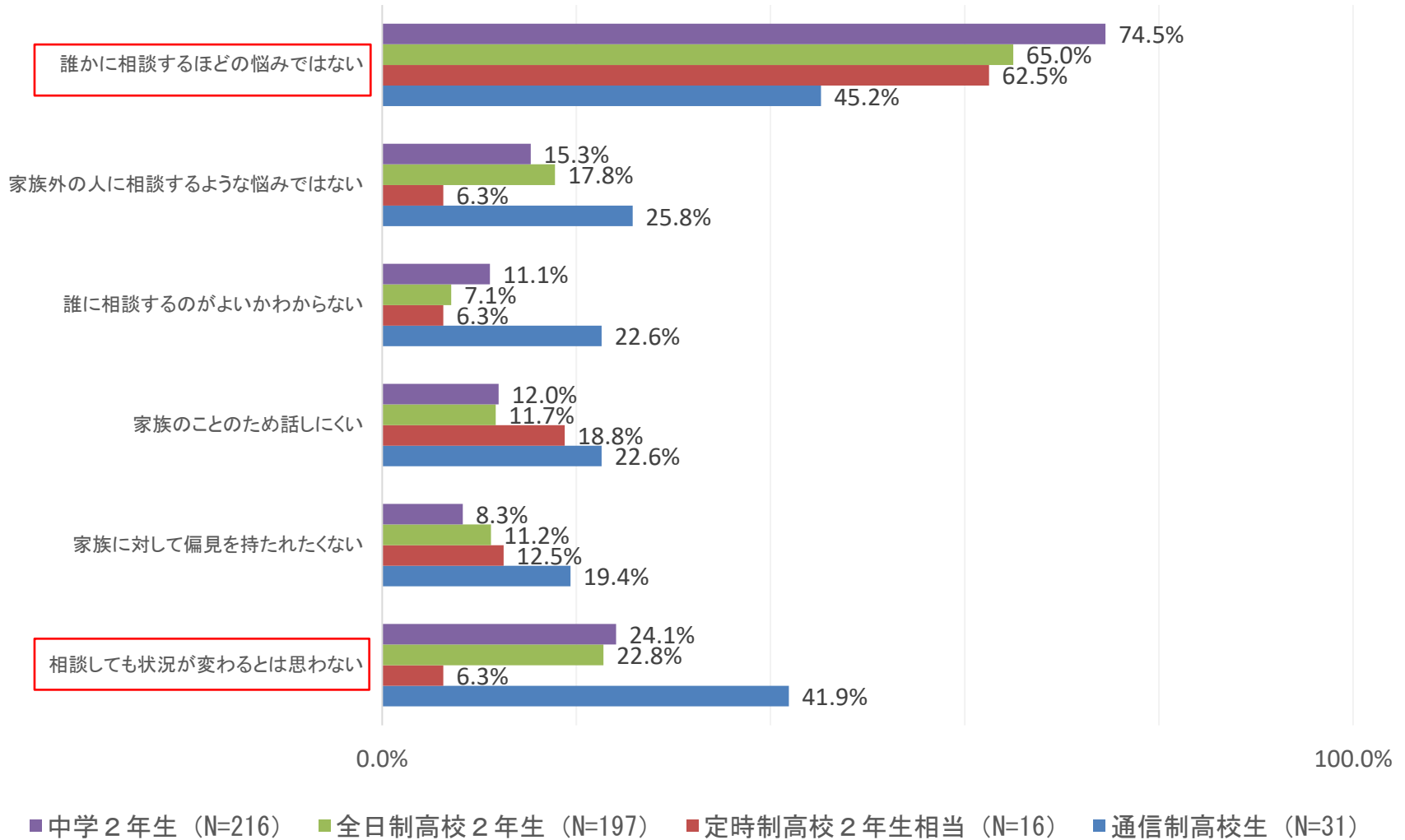
中高生調査結果⑮

- 世話について相談した経験が「ある」と回答した中高生に、相談相手について質問。
- 「家族（父、母、祖父、祖母、きょうだい）」が最も高く、次いで「友人」が高い。
- 「学校の先生（保健の先生以外）」や「SNS上での知り合い」も1割前後あった。



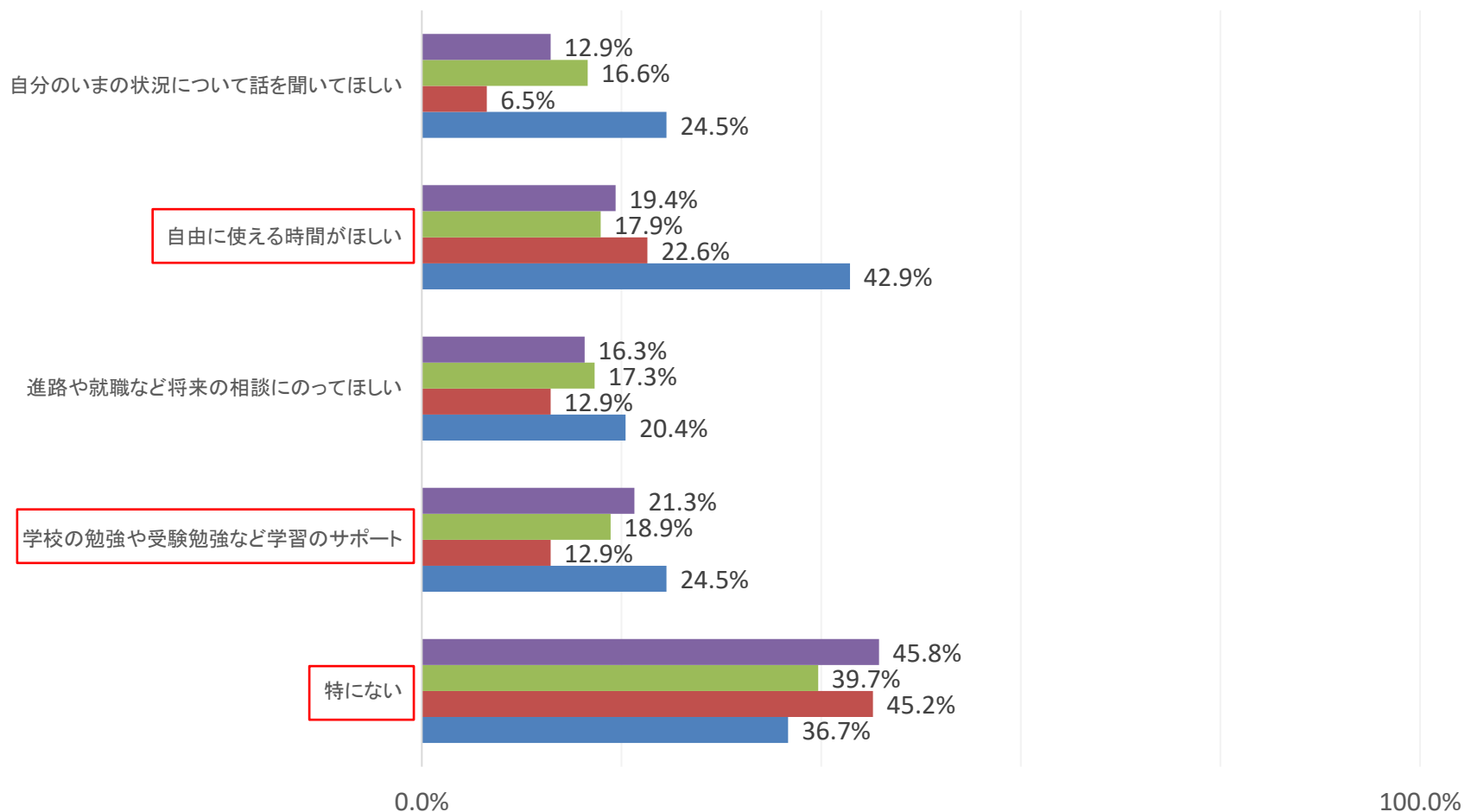
中高生調査結果⑬

- 世話について相談した経験が「ない」と回答した中高生に、その理由について質問。
- 「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで、「相談しても状況が変わるとは思わない」が高い。



中高生調査結果⑰

- 世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援について質問（複数回答）。
- 通信制高校生を除き、「特にない」が約4割で最も高い。それ以外では「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、「自由に使える時間がほしい」が高い。



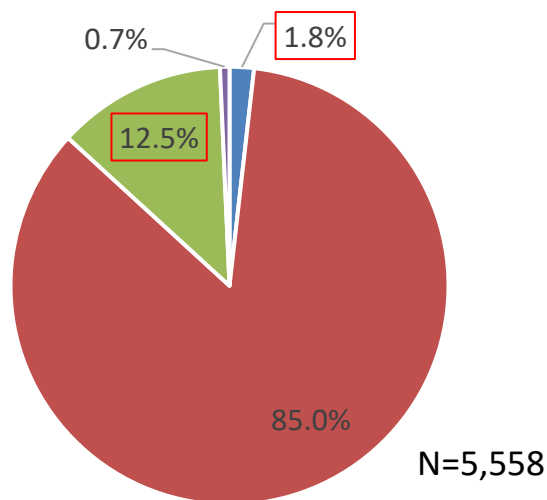
■ 中学2年生 (N=319) ■ 全日制高校2年生 (N=307) ■ 定時制高校2年生相当 (N=31) ■ 通信制高校生 (N=49)

※ 通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計。

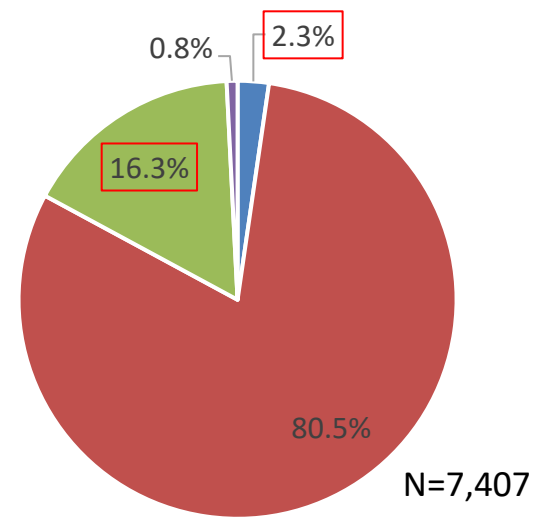
中高生調査結果⑱

- 中高生に対し、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかについて質問。
- 中学2年生、全日制高校2年生では「あてはまる」が約2%、定時制高校2年生相当は4.6%、通信制高校生は7.2%。
- いずれの学校種でも「わからない」が1~2割。

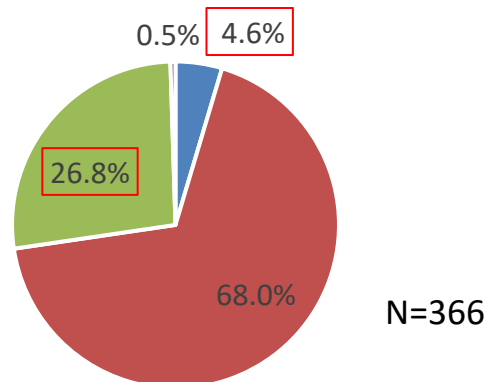
【中学2年生】



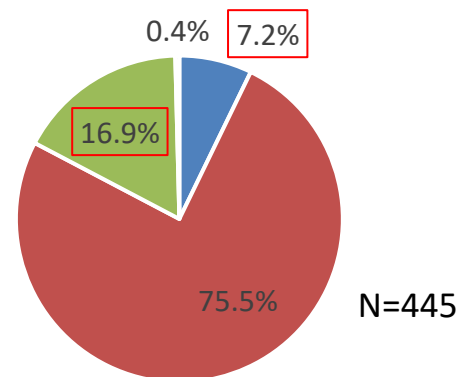
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



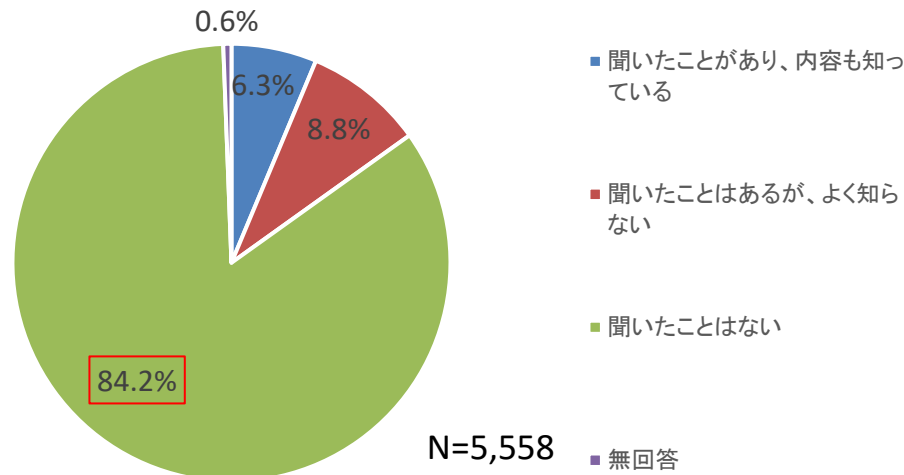
【通信制高校生】



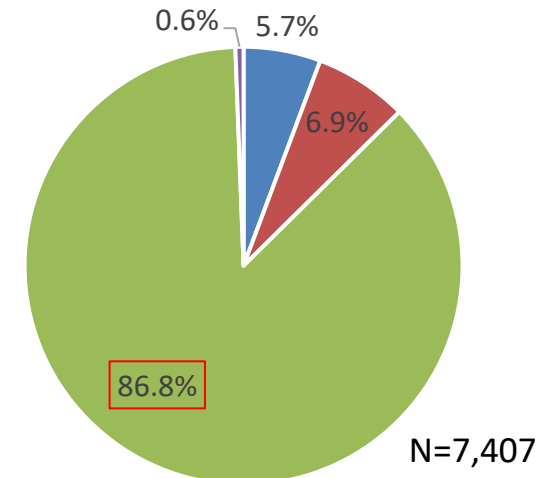
中高生調査結果⑱

- 中高生に対し、ヤングケアラーの認知度について質問。
- いずれの学校種でも「聞いたことはない」が8割以上を占め、「聞いたことがあり、内容も知っている」、「聞いたことはあるが、よく知らない」がどちらも1割未満。

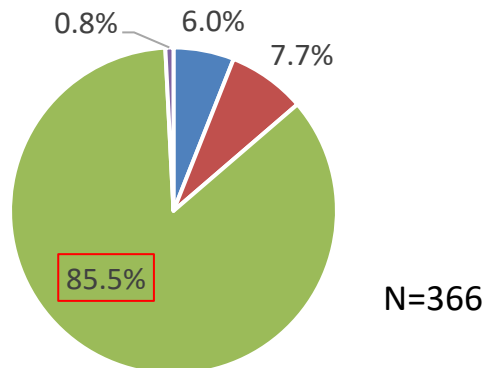
【中学2年生】



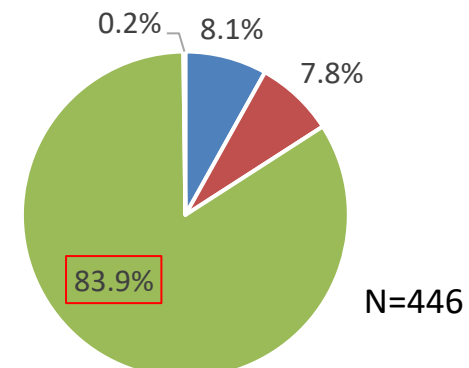
【全日制高校2年生】



【定時制高校2年生相当】



【通信制高校生】



**ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・
医療・教育の連携プロジェクトチーム**

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要。
- これらを踏まえ、厚労副大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長
厚生労働省健康局難病対策課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

文部科学省初等中等教育局長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省総合政策局地域学習推進課長

開催実績

第1回<3月17日>

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 関係者ヒアリング
 - ・ 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
 - ・ 一般社団法人日本ケアラー連盟

第2回<4月12日>

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 関係者ヒアリング
 - ・ 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
 - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる

第3回<4月26日>

- 関係者ヒアリング
 - ・ Yancle株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
 - ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
 - ・ 弁護士 藤木和子氏
 - ・ 尼崎市(教育委員会事務局学校教育課子ども教育支援課)

第4回<5月17日>

- とりまとめ報告(案)

第5回<9月14日>

- ヤングケアラーの支援に関する令和4年度概算要求 等

プロジェクトチームで把握した課題

- 福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、教職員や専門職のヤングケアラーの概念の認知度も高くない。
- それぞれの地域での実態を踏まえ、きめ細やかな支援を行う必要があるが、地方自治体での実態把握が不十分。
- 世話をしている家族が「いる」中高生の6割以上が相談した経験がなく、支援者団体等が運営する相談窓口につながっていない可能性。
- ヤングケアラーに対する具体的支援策、支援につなぐための窓口が明確でない。
- 福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- 子育て世代家庭への家事や子育てを支援するサービスが不足。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。

➡ 福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、次頁の取組を推進



今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。



2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換等の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。



3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。



経済財政運営と改革の基本方針2021

(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

(共助・共生社会づくり)

(前略)ヤングケアラーについて、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組む。(後略)

プロジェクトチームとりまとめ報告 を踏まえた国の取組

介護関係

○介護保険法

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態 となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (令和三年一月二十九日 厚生労働省告示第二十九号)

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

六 介護に取り組む家族等への支援の充実

介護保険制度が創設された大きな目的の一つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担を軽減することにあった。

制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もあるが、今なお、介護サービスを利用していない場合だけでなく利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担感や孤立感を有しており、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾向が強い。

また、一億総活躍社会の実現の観点から、①必要な介護サービスの確保を図るとともに、②家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされている。

こうした点を踏まえ、市町村で実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に向いた相談会の実施、企業や労働担当部門との連携など、**地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要である。**

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第38号)(抄)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、**利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。**

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の**その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。**

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、**利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。**この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(つづき)

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、**利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。**

九 介護支援専門員は、**サービス担当者会議**(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、**利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者**(以下この条において「担当者」という。))を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

課題分析標準項目（23項目）

基本情報に関する項目

No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
1	基本情報(受付、利用者等基本情報)	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報(受付日時、受付対応者、受付方法等)、利用者の基本情報(氏名、性別、生年月日、住所・電話番号等の連絡先)、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報(介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等)について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害老人の日常生活自立度について記載する項目
6	認知症である老人の日常生活自立度	認知症である老人の日常生活自立度について記載する項目
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果(要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等)について記載する項目
9	課題分析(アセスメント)理由	当該課題分析(アセスメント)の理由(初回、定期、退院退所時等)について記載する項目

課題分析(アセスメント)に関する項目

No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
10	健康状態	利用者の健康状態(既往歴、主傷病、症状、痛み等)について記載する項目
11	ADL	ADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)に関する項目
12	IADL	IADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する項目
13	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等)に関する項目
16	排尿・排便	失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	じよく瘡・皮膚の問題	じよく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取(栄養、食事回数、水分量等)に関する項目
20	問題行動	問題行動(暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等)に関する項目
21	介護力	利用者の介護力(介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等)に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険箇所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況(虐待、ターミナルケア等)に関する項目

【出典】平成11年11月12日老企29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」

介護支援専門員養成研修の概要

1. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

2. 研修内容

	主な対象者（受講要件）	研修時間
介護支援専門員の資格取得を希望する場合		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
介護支援専門員の資格継続を希望する場合		
更新研修	介護支援専門員の有効期間が概ね1年以内の者 (※ 2回目以降の更新の場合)	88時間以上 (32時間以上)
専門研修	専門Ⅰ課程：就業後6月以上の実務従事者 専門Ⅱ課程：専門Ⅰ修了者であって、就業後3年以上の実務従事者	Ⅰ：56時間以上 Ⅱ：32時間以上
介護支援専門員の資格再取得を希望する場合		
再研修	介護支援専門員証の再交付を希望する者	54時間以上
主任介護支援専門員の資格取得・資格継続を希望する場合		
主任研修	更新研修又は専門Ⅰ・Ⅱ研修の修了者	70時間以上
主任更新研修	主任介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内の者	46時間以上

3. 研修の費用

- 地域医療介護総合確保基金の活用が可能（※ ただし、研修教材等の実費相当分や受講者の旅費・宿泊費は受講者が負担）

介護支援専門員更新研修のカリキュラム

厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成18年厚生労働省告示第218号）

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	3
	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開（※）	4
	対人個別援助技術及び地域援助技術	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	4
	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	2
講義・演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	12
	ケアマネジメントの演習	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	4
	認知症に関する事例	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例	4
	家族への支援の視点が必要な事例	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	4
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス施設サービス等）の活用に関する事例	4

研修科目		時間
講義・演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例（※）	4
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例（※）	4
	認知症に関する事例（※）	4
	入退院時等における医療との連携に関する事例（※）	4
	家族への支援の視点が必要な事例（※）	4
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例（※）	4
状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス施設サービス等）の活用に関する事例（※）	4	
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	2	
合計		88

注1) 更新研修の受講が2回目以降の場合には、※印の科目のみ受講。

⇒ ※印なし：56時間（専門研修Ⅰ）
 ※印あり：32時間（専門研修Ⅱ）

注2) 修了評価を実施すること。

写

老振発1224第1号

平成21年12月25日

各都道府県介護保険主管課（室）長 殿

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて

厚生労働省老健局振興課長



標記については、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成20年8月25日付老健局振興課事務連絡）等を通じて、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるべきものであることを改めて周知するとともに、管内市町村、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に幅広く情報提供していただくようお願いしているところです。

しかしながら、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されているという指摘があることから、各都道府県におかれては、管内の市町村に対して、生活援助等において同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することがないよう、改めて周知徹底していただくようお願いいたします。

また、今般別紙のとおり、ご利用者向けに訪問介護サービスの内容をご案内するチラシを参考までに作成いたしましたので、市町村においてご活用されますよう周知願います。

なお、市町村における周知に係る経費については、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供に係るものとして地域支援事業を活用することも可能ですので、あわせて管内市町村に周知いただくようお願いいたします。

介護保険制度
訪問介護について
ちょっとしたご案内
厚生労働省

訪問介護ってどのようなサービスですか？

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問して行う次のようなサービスなどのことです。

身体介護

○食事や排せつ、入浴などの介助を行う

生活援助

○掃除や洗濯、食事の準備や調理などを行う

どのような場合に生活援助は利用できますか？

介護保険で利用できる生活援助は、適切なケアプランに基づき、次のような理由により自ら行うことが困難であると認められた、日常生活に必要な家事の支援です。

○利用者が一人暮らしの場合

○利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合

※利用者の家族が障害や疾病でなくても、その他の事情により、家事が困難な場合

例えば、

- ・家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- ・家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまうおそれがある場合
- ・家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある場合などがあります。



上記のように、利用者に同居家族がいるということだけで一律に生活援助が利用できないわけではありません。ご家族の状況等を確認した上で、利用が可能な場合もありますので、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談下さい。

ヤングケアラーPT報告書への対応方針（介護分野）

	項目名	取り組むべき施策 (PT報告書)	措置 見込み	対応方針
① 早期発見・把握	医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取組	<p>国は、ケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉等の関係機関や専門職員を対象に各地方自治体が行う、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラー発見のための着眼点や対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラーについて学ぶ研修を推進する。</p> <p>こうした研修により、ヤングケアラーを早期に把握するとともに、国は、学校現場や他の専門機関から、ヤングケアラーに関する情報提供が福祉事業者や地方自治体の福祉部門にあった場合、適切な支援につながるよう、個人情報取扱方法を含め、適切かつ効果的な情報連携の方法について検討する。</p>	R3 年度 中 (一部 R4)	○ 介護支援専門員については、令和3年度調査研究事業において法定研修に係るカリキュラムやガイドラインの見直しに向けて内容を検討することとしており、その見直しの中で、 <u>今般の報告書を踏まえた検討を行った上で、その内容をお示しする予定。</u>
			R4 予算 要求	○ ヤングケアラー等の家族介護者を支援するため、 <u>地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して、都道府県が行う地域包括支援センター等を対象とした各種研修等の実施、介護者の集いの場等立ち上げに係るマニュアルの作成のために必要な経費に対して助成することを検討。</u>
② 支援策の推進	ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた適切な福祉サービス等の運用の検討	<p>国では、既に家族介護者がいることをもって一律に居宅サービス等の対象外とはしないよう、地方自治体に通知しているが、特に、子どもが主たる介護者となっている場合には、<u>子どもを「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮するなど、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体や関係団体に周知を行う。</u>また、<u>サービス提供主体が、ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いの明確化の検討、障害福祉サービスの家事援助を行う場合の取扱いの再周知を行う。</u></p>	R3 年度 中 (一部 R4)	<p>○ とりまとめを踏まえ、<u>令和3年度調査研究事業の中で、ヤングケアラーがいる場合のケアマネジメントの留意事項をとりまとめ、自治体・関係団体等に周知する予定。</u></p> <p>○ <u>ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いについては、令和3年度調査研究事業の中で検討。</u></p>
③ 社会的認知度の向上	福祉や教育分野など関係者の理解促進	<p>関係機関・団体から支援が必要なヤングケアラーに係る相談を受けた場合には、<u>門前払いやたらい回しにすることなく、しっかりと受け止められるようにすることが必要である。</u>そこで、国は、<u>前述したように福祉、介護、医療、教育といったそれぞれの機関・分野において、ヤングケアラーに関する周知・広報や研修を行う。</u></p>	R4 予算 要求	○ ヤングケアラー等の家族介護者を支援するため、 <u>地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して、都道府県が行う地域包括支援センター等を対象とした各種研修等の実施、介護者の集いの場等立ち上げに係るマニュアルの作成のために必要な経費に対して助成することを検討。【再掲】</u>

- ◆ 家族介護者支援については、介護保険事業（支援）計画の策定に係る基本指針（厚労省告示）においても、サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項に位置付けられ、「**地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要**である。」としているところ。
- ◆ 世帯が抱える課題が多様化する中、**家族介護者（ケアラー・ヤングケアラー）の状況が高齢者の自立した生活にも大きな影響を与える可能性がある**ため、家族介護支援の取組を促進する必要がある。
- ◆ このため、**家族介護者を支援するため、都道府県が行う地域包括支援センター等を対象とした各種研修等の実施、介護者の集いの場の立ち上げに係るマニュアルの作成のために必要な経費に対して助成**する。

【予算項目】（項）介護保険制度運営推進費 （目）医療介護提供体制改革推進交付金 【実施主体】 都道府県 【補助率】 2/3

地域医療介護総合確保基金・137億円の内数

ケアラー支援関係機関向け研修事業

市町村におけるケアラー等への支援体制を強化するため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施し、ケアラーに対する支援体制の強化を図る。

（対象者）：地域包括支援センター職員、高齢部門市町村職員 等

（カリキュラム）：ケアラー等の現状や課題を理解し、ケアラーやヤングケアラーの発見と支援ニーズの把握、関係機関との連携方策、ケアラーの実際の体験談等

介護者の集いの場マニュアルの作成

ケアラー同士が話し合える高齢者や認知症などの対象別の集いの場等の事例をもとに、立ち上げ、運営手法をまとめたマニュアルを作成し、集いの場等の立ち上げを促進する。

（マニュアルの内容）

集いの場の立ち上げ方法、効果的な運営を行っている地域の集いの場等の事例等

他分野關係

令和3年度におけるヤングケアラーの支援に関する取組

1. 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究

○現状と課題

- これまで、ヤングケアラーに関する調査研究では、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）や教育現場等への実態調査のほか、ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成などを行ってきた。これら調査研究においては、今後のヤングケアラーへの支援方策の一つとして、自治体、教育委員会、学校等多機関連携の重要性が挙げられている。
- その一方、多機関連携によるヤングケアラー支援の実態は必ずしも明らかになっておらず、自治体等にヤングケアラーの認知から適切な機関への引継（情報提供）、支援までのノウハウの蓄積などがない状況にある。



多機関連携（要対協、市区町村（高齢者福祉部門、障害福祉部門）、教育委員会のほか、ケアマネージャー、相談支援専門員、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士等支援担当者）によるヤングケアラー支援マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルに基づくモデル事業を実施し、多機関連携によるヤングケアラーへの適切な支援の在り方について検討を行う。

2. ヤングケアラーの実態に関する調査研究

○現状と課題

- 昨年度、中学2年生及び高校2年生を対象としたヤングケアラーに係る全国調査を実施したが、小学生や大学生を対象とした全国調査は行っておらず、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態は明らかとなっていない。
- ヤングケアラーの社会的認知度の向上は重要であるが、これまで社会全体の認知度を調査した結果は存在しない。



小学生及び大学生に対するヤングケアラーの実態調査並びに一般国民を対象としたヤングケアラーの認知度調査を行う。

3. ヤングケアラーの社会的認知度向上のための広報啓発

○現状と課題

- 昨年度調査では、中高生の8割以上がヤングケアラーについて、「聞いたことがない」と回答しており、認知度が低い。



ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、広報啓発ポスターを作成して関係機関・団体等へ配布するとともに、インターネット動画広告の配信や、シンポジウムを開催予定。

ヤングケアラーの支援に向けた令和4年度予算概算要求の概要

1. 現状と課題

○ 早期発見・把握

- ・ 地域での実態を踏まえ、きめ細やかな支援を行う必要があるが、地方自治体での実態把握が不十分。
- ・ 福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、ヤングケアラーの概念の認知度も高くない。

○ 相談支援など支援策の推進

- ・ ヤングケアラーに対する具体的支援策、支援につなぐための窓口が明確でない。
- ・ 世話をしている家族が「いる」中高生の6割以上が相談した経験がなく、支援者団体等が運営する相談窓口につながっていない可能性がある。
- ・ 子育て世代家庭への家事や子育てを支援するサービスが不足している。

○ 社会的認知度の向上

- ・ ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。中高生の8割以上がヤングケアラーについて、「聞いたことがない」と回答しており、適切な支援につなげるためには社会的認知度の向上が重要。

2. 対応方針

○ ヤングケアラー支援体制強化事業の創設【新規】

➢ ヤングケアラーの実態調査・支援研修の推進

- ・ 実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関(要対協構成機関も含む)職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して財政支援を行う。

➢ ヤングケアラーの支援体制の構築(モデル事業の実施)

- ・ 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制を構築するため、モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う。

○ ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業の創設【新規】

- ・ 表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

○ 子育て世帯訪問支援モデル事業の創設【新規】

- ・ 幼いきょうだいの世話等のため子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対して育児支援ヘルパーを派遣し、傾聴による相談支援、家事・育児支援等を行う。

○ ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上【拡充】 ※児童虐待防止対策等推進事業委託費に計上

- ・ 令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」として、中高生の認知度5割を目指し、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施。

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

ヤングケアラー^(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(注)：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託可。

(1) 実態調査・把握

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県1か所あたり	5,415千円
	市区町村1か所あたり	2,977千円
③負担割合	国1/2、実施主体1/2	

(2) 関係機関職員研修

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県1か所あたり	3,089千円
	市区町村1か所あたり	2,046千円
③負担割合	国1/2、実施主体1/2	

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村

(2) 関係機関職員研修



ヤングケアラー



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

(1) 実態調査・把握

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアトリチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

R4 概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う。

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	8,679千円
	市区町村 1か所あたり	6,801千円
③負担割合	国：10/10	

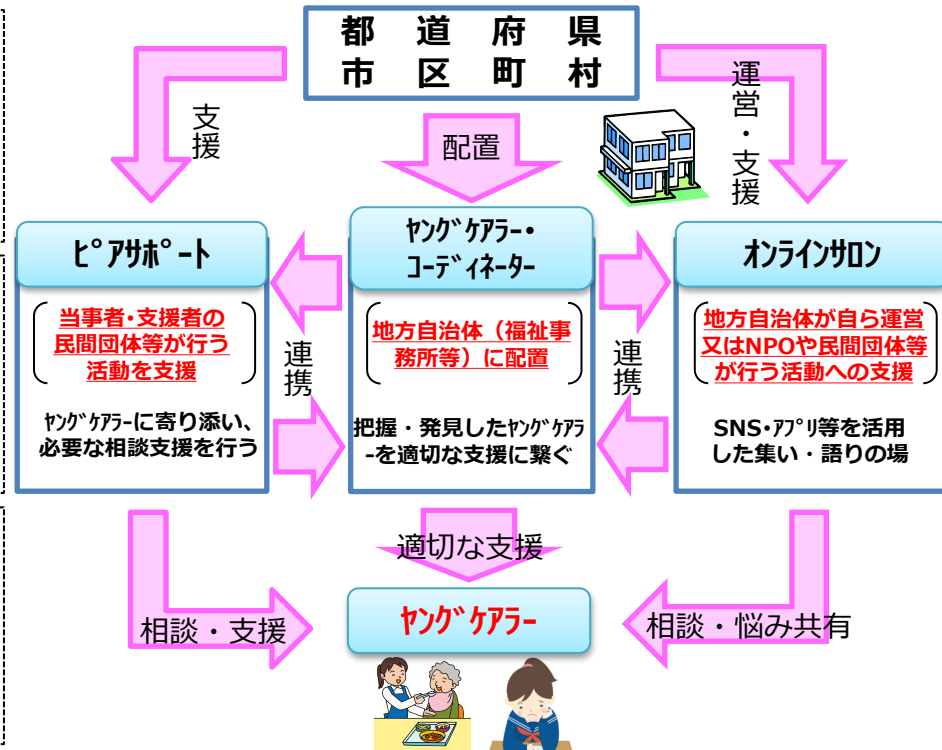
(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	7,030千円
	市区町村 1か所あたり	3,276千円
③負担割合	国：10/10	

(3) オンラインサロンの運営・支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	3,563千円
	市区町村 1か所あたり	2,061千円
③負担割合	国：10/10	

3. 事業イメージ



ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業【新規】

R4 概算要求：0.1億円（ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業）

1. 事業内容

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

（内 容）

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
- ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
- ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）



子育て世帯訪問支援モデル事業（仮称）【新規】

R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

身近に相談できる者がおらず、育児等に対して不安・負担を抱えている者、又は、幼いきょうだいの世話等のため子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラー等に対して、育児支援ヘルパーを派遣し、不安や悩みを傾聴する相談支援や家事・育児の支援等をモデル的に実施することにより、家庭を支え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための体制整備を推進する。

2. 実施主体

市区町村（NPO法人等に委託可）

3. 対象者（案）

- ・家事・育児に対して不安・負担を抱えている者
- ・特定妊婦や若年妊婦、ヤングケアラー等
- ・保護者自身の疾病、障害等により家事・育児の支援を必要とする者 等

4. 補助基準額

1時間当たり3,000円＋交通費等

5. 補助率

国1／2、市区町村1／2

6. 予算か所数

50自治体

7. 支援内容（例）

- ・家庭が抱えている不安や悩み等の傾聴及び相談支援
- ・家事・育児支援、保育所の送迎支援
- ・地域の子育て支援施策の情報提供や申請手続等の援助 等

支援イメージ



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

R3 予算：0.8億円 → R4 概算要求：2.1億円（児童虐待防止対策推進事業委託費）

1. 事業内容

- ① 198回通常国会において「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止が法定化され、さらに、衆議院及び参議院の附帯決議において、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めることが定められた。これを受け、令和2年度から国民が「しつけのための体罰」を行わない子育てについて広く理解できるよう、体罰等によらない子育てについて様々な広告媒体を活用した広報啓発を行っているが、令和2年度の調査研究において、法改正により体罰が禁止されたことへの認知度は約2割に止まり、引き続きの広報啓発が求められることから、令和4年度においても体罰禁止の背景にある「なぜ、体罰は許されないのか」を伝えることで体罰の禁止についての社会的認知度をより一層高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与することを目的とする。
- ② ヤングケアラーについては、令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において、中高生の8割以上が「ヤングケアラーについて、聞いたことがない」と回答しており、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるためには、子ども自身はもちろん、周囲の大人も含め、ヤングケアラーの社会的認知度の向上が極めて重要と考えられる。そこで「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」とりまとめ報告において、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むこととしており、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行い、社会的認知度を高めることをもってヤングケアラーの普及推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレット等の製作・配付
- ii テレビCM、インターネット広告等を活用したより幅広い普及啓発
- iii 全国フォーラム/シンポジウムの開催等を通じた普及啓発

※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

2. 実施主体

国（公募により、委託事業者を選定）

ヤングケアラーの支援における障害保健福祉部の対応

対応のご報告

ヤングケアラーPTとりまとめ報告を受けて、以下の事務連絡を自治体あてに発出した。

○「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について」（令和3年7月12日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

主なポイントは以下のとおりである。

ポイント

○ヤングケアラーがいる家庭に対して計画相談支援を実施するに当たっては、ヤングケアラーが世帯におり、配慮が必要なこと等の利用者の個別性も踏まえたサービス等利用計画の作成や適切な頻度でのモニタリングを実施すること。また、これらに際しては医療・保育・教育等の関係機関との連携が重要であること。

○ヤングケアラーがいる家庭に対して計画相談支援を実施した際には、次のような加算の算定が可能であること。

①医療・保育・教育機関等連携加算

（ヤングケアラーである家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画を適切に作成するため、児童相談所等の関係機関と面談を行い、利用者等に関する必要な情報を提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合）

②集中支援加算

（ヤングケアラーの状況等を踏まえた障害福祉サービス等の利用調整を円滑に行うため、関係機関が主催する会議へ参加した場合）

○ヤングケアラーがいる家庭に対する居宅介護等の介護給付費の支給決定の判断に当たって介護を行う者の状況を勘案する際、ヤングケアラーが子どもらしい暮らしを奪われることのないよう配慮すること。

○ヤングケアラーが親に代わって行う家事・育児等も、必要に応じて居宅介護等の対象範囲に含まれること。

等を改めて自治体に向けて周知した。

○ 次期診療報酬改定に向けては、中医協総会において令和3年7月より「次期改定の論点等」として議論を進める予定としているところ、以下のテーマごとに論点整理を進め、9月を目途に「意見の整理」をまとめていくこととしたい。

【主なテーマ(予定)】

- コロナ・感染症対応(その1)
- 外来(その1)
- 入院(その1)
- 在宅(その1)
- 歯科(その1)
- 調剤(その1)
- 個別事項(その1)
 - 働き方改革の推進
 - 不妊治療の保険適用
 - 医薬品の適切な使用の推進
 - 歯科用貴金属の随時改定

入院医療についての課題と論点

中医協 総-2
3. 8. 25

(入院医療における他の取組)

- ・ 病気になり入院しても、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、入院前や入院早期からの支援の強化や退院時の地域の関係者との連携を評価している。
- ・ 患者の重症度等に応じた質の高い救急医療を適切に評価する観点から、累次の改定において、救急医療管理加算の要件及び評価の見直しを行っている。
- ・ 医療資源の少ない地域の医療機関については、診療報酬の要件緩和等を行っている。
- ・ 日帰り、1泊2日入院及び4泊5日入院による手術等を行うための管理等について、包括的な評価を行う短期滞在手術等基本料が設定されている。
- ・ 平成30年度以降、DPC対象病院においては、DPC/PDPSによる評価を優先する(点数設定方式Dにより設定。)こととし、短期滞在手術等基本料2及び3は算定不可となっている。実態等に合わせ、対象手術等や評価の見直しを実施してきている。



【論点】

- 人口減少・高齢化が着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化し、マンパワーの制約も一層厳しくなる中、個々の患者の状態に応じて、適切に医療資源が投入され、より効果的・効率的に質の高い入院医療が提供されるよう、医療機能の分化・連携の促進を推進する入院医療の提供体制の評価のあり方について、どのように考えるか。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

令和4年度要求・要望額 98億円
 による教育相談体制の充実 (前年度予算額 72億円)

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、**令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期対応に向けた相談体制の充実も課題。**



	スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカー活用事業
	令和4年度概算要求：6,145百万円(前年度予算額：5,278百万円)	令和4年度概算要求：3,640百万円(前年度予算額：1,938百万円)
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3 ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3 ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事 (学教法施行規則) ✓ 公認心理師、臨床心理士等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事 (学教法施行規則) ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全公立小中学校に対する配置 (27,500校) ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全中学校区に対する配置 (10,000中学校区) ✓ 配置時間：週1回3時間→週2回3時間に拡充
重点配置等	<p style="text-align: center;">基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間→週1回8時間に拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：1,500校 (←1,000校) ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む ➢ 教育支援センターの機能強化：250箇所 ➢ 虐待対策のための重点配置：1,500校 (←1,200校) ➢ 貧困対策のための重点配置：1,900校 (←1,400校) ➢ スーパーバイザーの配置：114人 (←90人) 	<p style="text-align: center;">基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：1,500校 (←1,000校) ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む ➢ 教育支援センターの機能強化：250箇所 ➢ 虐待対策のための重点配置：2,000校 (←1,500校) ➢ 貧困対策のための重点配置：1,900校 (←1,400校) ➢ スーパーバイザーの配置：114人 (←90人)

自治体における対応事例

自治体におけるヤングケアラーと思われる子どもへの対応事例①

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)より

ヤングケアラーの状況

- ・中学2年生。
- ・6人きょうだいの長子。
- ・下のきょうだい(0~12歳)の世話をしており、学校を休むことがある。
- ・小学校から、母親の体調が不良で本児がきょうだいの世話をしているとの情報提供があった。

支援内容・支援機関

- ・子ども本人:担任教師の定期的な家庭訪問。スクールソーシャルワーカーによる登校勧奨。
- ・きょうだい:保健師による定期的な家庭訪問と予防接種・健診の勧奨。
- ・親:生活保護支給と保護係CWによる生活指導。子育て支援課による生活・育児相談及び登校させる旨の指導。

守られていなかった子どもの権利や子ども自身の認識の変化等

- ・教育を受ける権利:欠席が減り、進路目標ができた。
- ・子どもらしく過ごせる権利:学校で友人と楽しく過ごすようになった。
- ・きょうだいの世話による欠席がなくなったことで、毎日登校でき、表情も穏やかになった。

自治体におけるヤングケアラーと思われる子どもへの対応事例②

令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)より

ヤングケアラーの状況

- ・高校2年生。
- ・母親が統合失調症で金銭管理ができずライフラインが止まってしまうことがある。母親が夜中に叫びだし寝られず登校できない、心配で母親から離れられない、母親からの行動制限などがあった。

支援内容・支援機関

- ・子ども本人: 学校、生活保護CW、児童相談所、学習支援機関
- ・(疾病のある)親: 生活保護CW、PSW

守られていなかった子どもの権利や子ども自身の認識の変化等

- ・健康に生きる権利: ライフラインが止まらなくなった。
- ・子どもらしく過ごせる権利: 自由に外出できるようになった。
- ・困ったとき、子ども本人自ら、窓口相談に来ることができるようになった。母親の病気への認識ができ、服薬の重要性が理解できたことにより、母親が少し安定した。

ご清聴ありがとうございました。